\bigcirc		\bigcirc		\bigcirc		\bigcirc		\bigcirc		\bigcirc		\bigcirc		\bigcirc		\bigcirc		\circ		\bigcirc
有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律(昭和四十八年法律第百十二号)(抄)(附則第二十一条関係)	【公布日から三年以内に政令で定める日施行】	消費生活用製品安全法(昭和四十八年法律第三十一号)(抄)(附則第二十条関係)	(公布日から三年以内に政令で定める日施行】	製菓衛生師法(昭和四十一年法律第百十五号)(抄)(附則第十九条関係)	【公布日から三年以内に政令で定める日施行】	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和三十二年法律第百六十四号)(抄)(附則第十八条関係)	【公布日から三年以内に政令で定める日施行】	死体解剖保存法(昭和二十四年法律第二百四号)(抄)(附則第十七条関係)	【公布日から三年以内に政令で定める日施行】	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)(抄)(附則第十六条関係)	(公布日から三年以内に政令で定める日施行】	地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)(抄)(附則第十五条関係)	、公布日から二年以内に政令で定める日施行又は公布日から三年以内に政令で定める日施行】	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成二年法律第七十号)(抄)(第四条関係)	(公布日から二年以内に政令で定める日施行又は公布日から三年以内に政令で定める日施行】	と畜場法(昭和二十八年法律第百十四号)(抄)(第三条関係)	、公布日から三年以内に政令で定める日施行】24	食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)(抄)(第二条関係)	【公布日から一年以内に政令で定める日施行又は公布日から二年以内に政令で定める日施行】	食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)(抄)(第一条関係)

○ 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)(抄)(第一条関係)

【公布日から一年以内に政令で定める日施行又は公布日から二年以内に政令で定める日施行】

する成分又は物であつて、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見第八条 食品衛生上の危害の発生を防止する見地から特別の注意を必要と	附則	第十一章 罰則(第七十一条—第七十九条)	第十章 雜則(第五十七条—第七十条)	第九章 営業(第四十八条—第五十六条)	第八章 登録検査機関(第三十一条—第四十七条)	第七章 検査(第二十五条—第三十条)	第六章 監視指導(第二十一条の二―第二十四条)	第五章 食品添加物公定書(第二十一条)	第四章 表示及び広告(第十九条・第二十条)	第三章 器具及び容器包装 (第十五条—第十八条)	第二章 食品及び添加物(第五条—第十四条)	第一章 総則(第一条—第四条)	目次	食品衛生法	改正案
(新設)	食品衛生法	附則	第十一章 罰則	第十章 雑則	第九章 営業	第八章 登録検査機関	第七章 検査	第六章 監視指導指針及び計画	第五章 食品添加物公定書	第四章 表示及び広告	第三章 器具及び容器包装	第二章 食品及び添加物	第一章 総則	食品衛生法目次	現

(傍線部分は改正部分)

当該情報を 健康に被害を生じ 等」という。)を含む食品(以下この項において「指定成分等含有食品」 を聴いて指定したもの という。 という。 保健所を設置する市の市長又は特別区の区長 を取り扱う営業者は、 厚生労働省令で定めるところにより、 に届け出なければならない。 又は生じさせるおそれがある旨の情報を得た場合は、 (第三項及び第六十四条第一項において その取り扱う指定成分等含有食品が人の 以下 遅滞なく、 「都道府県知事等 都道府県知 「指定成分

に係る事項を厚生労働大臣に報告しなければならない。都道府県知事等は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出

③ 医師、歯科医師、薬剤師その他必要な協力をするよう努めなければものと疑われる人の健康に係る被害の把握に努めるとともに、都道府県よるものと疑われる人の健康に係る被害の把握に努めるとともに、都道府県よるものと疑われる人の健康に係る被害の把握に努めるとともに、都道府県当該被害に関する情報の提供その他必要な協力をするよう努めなければ当該被害に関する情報の提供その他必要な協力をするよう努めなければ当該被害に関する情報の提供その他必要な協力をするよう努めなければ当該被害に関する情報の提供その他必要な協力をするよう努めなければ当該被害に関する情報の提供その他必要な協力をするよう努めなければ当該被害に関する情報の提供その他必要な協力をするよう努めなければ当該被害に関する情報の提供その他必要な協力をするよう努めなければ当該被害に関する情報の提供その他必要な協力をするよう努めなければ当該被害に関する情報の提供その他必要な協力をするよう努めなければ当該被害に関する情報の提供その他必要な協力をするよう努めなければ当該被害に関する情報の提供その他必要な協力をするよう努めなければ当該被害に関する情報の提供をの他必要な協力をするよう努めなければ当該被害に関する情報の提供を必要な協力をするよう努めなければ当該を対象に対象を表するような対象に対象を表するような対象を表するとない。

第九条 され、 条第一 ものが相当数発見されたこと、 品又は添加物について、第二十六条第一項から第三項まで又は第二十八 取され、 項の規定による検査の結果次に掲げる食品又は添加物に該当する 加工され、 厚生労働大臣は、 製造され、 調理され、若しくは貯蔵され、 加工され、 特定の国若しくは地域において採取され、 生産地における食品衛生上の管理の状況 調理され、若しくは貯蔵される特定の食 又は特定の者により採 製造

第八条 取され、 され、 ものが相当数発見されたこと、 条第一項の規定による検査の結果次に掲げる食品又は添加物に該当する 品又は添加物について、第二十六条第一項から第三項まで又は第二十八 加工され、 厚生労働大臣は、 製造され、 調理され、若しくは貯蔵され、 加工され、 特定の国若しくは地域において採取され、 生産地における食品衛生上の管理の状況 調理され、若しくは貯蔵される特定の食 又は特定の者により採 製造

くは調理することを禁止することができる。 の用に供するために、 審議会の意見を聴いて、 の発生を防止するため特に必要があると認めるときは、 項を勘案して、 1 に該当するものが相当程度含まれるおそれがあると認められる場合にお その他の厚生労働省令で定める事由からみて次に掲げる食品又は添加物 て、 人の健康を損なうおそれの程度その他の厚生労働省令で定める事 当該特定の食品又は添加物に起因する食品衛生上の危害 採取し、 当該特定の食品又は添加物を販売し、 製造し、 輸入し、 加工し、 薬事・食品衛生 使用 又は販売 若し

(略

- 二 第十二条に規定する食品

添加物を使用した食品四の第十三条第一項の規定により定められた基準に合わない方法により

五 第十三条第三項に規定する食品

②~④ (略)

第十条 (略)

2 は にかかり、 は、 で定めるこれらの製品 獣畜の肉 V 輸出国の政府機関によつて発行され、 · 死 し た獣畜の肉 若しくはその疑いがあり、 乳及び臓器並びに家きんの肉及び臓器並びに厚生労働省令 (以下この項において「獣畜の肉等」という。 乳若しくは臓器若しくは家きんの肉若しくは臓 同項各号に掲げる異常があり、 かつ、 前項各号に掲げる疾病 又

> 審議会の意見を聴いて、 くは調理することを禁止することができる。 の用に供するために、 の発生を防止するため特に必要があると認めるときは、 項を勘案して、 1 に該当するものが相当程度含まれるおそれがあると認められる場合にお その他の厚生労働省令で定める事由からみて次に掲げる食品又は添 て、 人の健康を損なうおそれの程度その他の厚生労働省令で定める事 当該特定の食品又は添加物に起因する食品衛生上の危害 採取し、 当該特定の食品又は添加物を販売し、 製造し、 輸入し 加工し、 薬事・ 使用 食品衛生 又は販売 若し 加

(略)

- 二 第十条に規定する食品
- 三 第十一条第一項の規定により定められた規格に合わない食品又は

加物

兀

第十一条第

一項の規定により定められた基準に合わない方法により

五 第十一条第三項に規定する食品

添加物を使用した食品

② (略)

第九条 (略)

2 は家きんの肉若しくは臓器又はこれらの製品でない旨その他厚生労働省 その疑いがあり、 関によつて発行され、 品 獣畜及び家きんの肉及び臓器並びに厚生労働省令で定めるこれら (以下この項において「獣畜の肉等」という。 同項各号に掲げる異常があり、 かつ、 前項各号に掲げる疾病にかかり、 又はへ は、 い死した獣畜又 輸出 玉 若しくは 0 政府機 0

装置を含む。)に送信され、 ら電気通信回線を通じて、厚生労働省の使用に係る電子計算機(入出力 の肉等であつて、当該獣畜の肉等に係る衛生事項が当該国の政府機関か 入してはならない。ただし、厚生労働省令で定める国から輸入する獣畜 添付したものでなければ、これを食品として販売の用に供するために輸 の項において「衛生事項」という。)を記載した証明書又はその写しを 器又はこれらの製品でない旨その他厚生労働省令で定める事項(以下こ | 令で定める事項 当該電子計算機に備えられたファイルに記 算機 アイルに記録されたものについては、この限りでない

国の政府機関から電気通信回線を通じて、厚生労働省の使用に係る電子計 から輸入する獣畜の肉等であつて、当該獣畜の肉等に係る衛生事項が当該 用に供するために輸入してはならない。ただし、厚生労働省令で定める国 証明書又はその写しを添付したものでなければ、これを食品として販 (入出力装置を含む。) に送信され、 (以下この項において「衛生事項」という。) を記載した 当該電子計算機に備えられたフ 売

第十一条 製造し、 あるものとして厚生労働大臣が定める国若しくは地域又は施設において 令で定める食品又は添加物は、 理するための措置が講じられていることが必要なものとして厚生労働省 に輸入してはならない。 又は加工されたものでなければ、 食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管 当該措置が講じられていることが確実で これを販売の用に供するため

(新設)

録されたものについては、この限りでない。

2 用に供するために輸入してはならない。 記載した証明書又はその写しを添付したものでなければ、 品又は添加物は 他厚生労働省令で定める事項を確認するために生産地における食品衛生 上の管理の状況の証明が必要であるものとして厚生労働省令で定める食 第六条各号に掲げる食品又は添加物のいずれにも該当しないことその 輸出国の政府機関によつて発行され、 かつ、 これを販売の 当該事項を

第十条 略

第十二条

略

第 十 四 条	第十三条
(略)	(略)

(削る)

第十一条 (略)

第十二条 (略)

方法の基準が定められた食品であつて政令で定めるものにつき、総合衛第十三条。厚生労働大臣は、第十一条第一項の規定により製造又は加工の

生管理製造過程(製造又は加工の方法及びその衛生管理の方法につき食

は日にの危害の発生を防止するための措置が総合的に講じられた製造

ようとする者(外国において製造し、又は加工しようとする者を含む。又は加工の過程をいう。以下同じ。)を経てこれを製造し、又は加工し

し、又は加工することについての承認を与えることができる。及び製造又は加工の施設ごとに、その総合衛生管理製造過程を経て製造)から申請があつたときは、製造し、又は加工しようとする食品の種類

合しないときは、同項の承認を与えない。加工の方法及びその衛生管理の方法が、厚生労働省令で定める基準に適別生労働大臣は、前項の申請に係る総合衛生管理製造過程の製造又は

③ 第一項の承認を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところに ならない。

、当該承認に係る総合衛生管理製造過程の一部を変更しようとするとき④ 第一項の承認を受けた者(次項において「承認取得者」という。)は

は、前二項の規定を準用する。は、その変更についての承認を求めることができる。この場合において

- の衛生管理の方法が、第二項の厚生労働省令で定める基準に適合しな一当該承認に係る総合衛生管理製造過程の製造又は加工の方法及びそ
- の承認を受けずに変更したとき。 承認取得者が、当該承認に係る総合衛生管理製造過程の一部を前項

くなったとき。

- 四 厚生労働大臣が、必要があると認めて、その職員に、外国製造承認四 厚生労働大臣が、必要があると認めて、その職員に、外国製造承認
- © 第一項の承認に係る総合衛生管理製造過程を経た食品の製造又は加工とみなして、この法律又はこの法律に基づく命令の規定を適用する。

(削る)

7

第

項

の承認又は第四項の変更の承認を受けようとする者は、

審査

| この条において「有効期間」という。) ごとにその更新を受けなければ第十四条 | 前条第一項の承認は、三年を下らない政令で定める期間(以下

、その期間の経過によつて、その効力を失う。

② 前条第二項及び第三項の規定は、前項の更新について準用する。

| にその申請に対する処分がされないときは、従前の承認は、有効期間の||③|||第一項の更新の申請があつた場合において、有効期間の満了の日まで

間は、従前の承認の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする④ 前項の場合において、承認の更新がされたときは、その承認の有効期

満了後もその処分がされるまでの間は、

なおその効力を有する。

⑤ 第一項の承認の更新を受けようとする者は、審査に要する実費の額を。

考慮して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

る事由からみて次に掲げる器具又は容器包装に該当するものが相当程度は特定の者により製造される特定の器具又は容器包装について、第二十二、製造地における食品衛生上の管理の状況その他の厚生労働省令で定め、製造地における食品衛生上の管理の状況その他の厚生労働省令で定め、製造地における食品衛生上の管理の状況その他の厚生労働省令で定め、製造地における食品衛生上の管理の状況その他の厚生労働省令で定め、製造地における食品衛生上の管理の状況その他の厚生労働省令で定め、製造地における食品衛生上の管理の状況その他の厚生労働省令で定め、製造地における食品である。

、製造地における食品衛生上の管理の状況その他の厚生労働省令で定め、製造地における器具又は容器包装に該当するものが相当数発見されたこと、大条第一項から第三項まで又は第二十八条第一項の規定による検査の結は特定の者により製造される特定の器具又は容器包装について、第二十

る事由からみて次に掲げる器具又は容器包装に該当するものが相当程度

、若しくは輸入し、又は営業上使用することを禁止することができる。とれの程度その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して、当該特定の活見を聴いて、に必要があると認めるときは、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、に必要があると認めるときは、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、当該特定の含まれるおそれがあると認められる場合において、人の健康を損なうお含まれるおそれがあると認められる場合において、人の健康を損なうお

一・二 (略)

三 次条第三項の規定に違反する器具又は容器包装

② (略

添加物」とあるのは、「器具又は容器包装」と読み替えるものとする。た場合について準用する。この場合において、同条第三項中「食品又は③ 第九条第三項及び第四項の規定は、第一項の規定による禁止が行われ

第十八条 (略)

② (略)

3 される量が第 まれる物質 に与える影響を考慮して政令で定める材質の原材料であつて、 くは容器包装から溶出し、 れることが許容される量又は当該原材料を使用して製造される器具若し 器具又は容器包装には、 ただし 当該原材料を使用して製造される器具若しくは容器包装に含有さ (その物質が化学的に変化して生成した物質を除く。 当該物質が人の健康を損なうおそれのない量として厚生労 項の規格に定められていないものは、 若しくは浸出して食品に混和することが許容 成分の食品への溶出又は浸出による公衆衛生 使用してはならな これに含 につ

・大学学上使用することを禁止することができる。・大学学院の器具又は容器包装を販売し、販売の用に供するために製造し、若しくはの器具又は容器包装に起因する食品衛生上の危害の発生を防止するため特に必要の器具では変いるときは、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、当該特定の器具があると認めるときは、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、当該特定の器具の器具では容器のでは、

·二 (略)

(新設)

② (略)

添加物」とあるのは、「器具又は容器包装」と読み替えるものとする。た場合について準用する。この場合において、同条第三項中「食品又は③ 第八条第三項及び第四項の規定は、第一項の規定による禁止が行われ

第十八条 (略)

(新 設) 2

(略)

- 8 -

分に使用される場合を除く。)については 加工されている場合 働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて定める量を超えて溶出し 又は浸出して食品に混和するおそれがないように器具又は容器包装が (当該物質が器具又は容器包装の食品に接触する部 この限りでない。

第二十一条 該基準及び規格を収載するものとする。 食品表示法第四条第一項の規定により基準が定められた添加物につき当 第十三条第 厚生労働大臣及び内閣総理大臣は、 一項の規定により基準又は規格が定められた添加物及び 食品添加物公定書を作成

第六章 監視指導

第二十一条の二 国及び都道府県等は、 食品、 添加物、 「食中毒患者等」とい 器具又は容器包装

(新設)

に起因する中毒患者又はその疑いのある者

。 以 下

通する食品、 の広域にわたる発生又はその拡大を防止し、 添加物、 器具又は容器包装に関してこの法律又はこの法律 及び広域にわたり流

生に関する監視又は指導 に基づく命令若しくは処分に係る違反を防止するため、 (以 下 「監視指導」という。 が総合的かつ迅 その行う食品衛

0 速に実施されるよう、 相互に連携を図りながら協力しなければならない

第 一 一条の三 厚生労働大臣は、 監視指導の実施に当たつての 連携協力

厚生労働省令で定めるところにより

玉

都道

体制の整備を図るため

第二十一条 食品表示法第四条第一項の規定により基準が定められた添加物につき当 該基準及び規格を収載するものとする。 第十一条第 厚生労働大臣及び内閣総理大臣は、食品添加物公定書を作成 一項の規定により基準又は規格が定められた添加物及び

第六章 監視指導指針及び計画

(新設)

び第六十条の二において「協議会」という。)を設けることができる。府県等その他関係機関により構成される広域連携協議会(以下この条及

- の協議の結果を尊重しなければならない。 協議会において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、そ
- 会が定める。
 会が定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議

| 監視指導の実施に関する指針(以下「指針」という。)を定めるものと第二十二条 | 厚生労働大臣及び内閣総理大臣は、国及び都道府県等が行う

② 指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

する。

一~三 (略)

四 監視指導の実施に当たつての国、都道府県等その他関係機関相互の

連携協力の確保に関する事項

五 その他監視指導の実施に関する重要事項

なければならない。 ときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事等に通知し③ 厚生労働大臣及び内閣総理大臣は、指針を定め、又はこれを変更した

第二十二条 厚生労働大臣及び内閣総理大臣は、国及び都道府県等が行う

② 指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(以下「指針」という。) を定めるものとする

関する指針

食品衛生に関する監視又は指導

(以 下

「監視指導」という。

の実施に

一~三 (略)

(新設)

その他監視指導の実施に関する重要事項

匹

① 厚生労働大臣及び内閣総理大臣は、指針を定め、又はこれを変更した③ 厚生労働大臣及び内閣総理大臣は、指針を定め、又はこれを変更した

第二十四条 (略)

ものとする。② 都道府県等食品衛生監視指導計画は、次に掲げる事項について定める

一•二 (略)

の連携協力の確保に関する事項 三 監視指導の実施に当たつての国、他の都道府県等その他関係機関と

四 (略)

3 5 5

(略)

れば、販売し、販売の用に供するために陳列し、又は営業上使用しては添加物又は第十八条第一項の規定により規格が定められた器具若しくは第二十五条第十八条第一項の規定により規格が定められた器具若しくは第二十五条第十三条第一項の規定により規格が定められた器具若しくは

2~5 (略)

ならない。

具又は容器包装に該当するおそれがあり、食品衛生上の危害の発生を防器具又は容器包装がその後引き続き当該各号に掲げる食品、添加物、器検査の能力等からみて、その者が製造し、又は加工する食品、添加物、第二十六条 都道府県知事は、次の各号に掲げる食品、添加物、器具又は

第二十四条 (略)

ものとする。 ② 都道府県等食品衛生監視指導計画は、次に掲げる事項について定める

一・二 (略)

三 当該都道府県等と隣接する都道府県等その他関係行政機関との連

携

四 (略)

の確保に関する事項

③~⑤ (略)

第二十五条 第十一条第一項の規定により規格が定められた食品若しくは ならない。

②~⑤ (略)

具又は容器包装に該当するおそれがあり、食品衛生上の危害の発生を防容器包装を発見した場合において、これらを製造し、又は加工した者の容器包装を発見した場合において、これらを製造し、又は加工した者の第二十六条 都道府県知事は、次の各号に掲げる食品、添加物、器具又は

V. ことができる 該都道府県知事又は登録検査機関の行う検査を受けるべきことを命ずる 止 するため必要があると認めるときは、 その者に対し、 当該食品、 添加物、 器具又は容器包装について、 政令で定める要件及び手続に従 当

略

加 物 第十三条第 項の規定により定められた規格に合わない食品又は添

三 添 第十三条第 加物を使用した食品 項の規定により定められた基準に合わない方法により

兀 第十三条第 三項に規定する食品

五. 六 略

七 第十八条第三項 の規定に違反する器具又は容器包装

2 録検査機関の行う検査を受けるべきことを命ずることができる。 は加工した同種の食品、 装又は第十二条に規定する食品を製造し、 と認めるときは、 当該食品、 厚生労働大臣は、 添加物、 前項各号に掲げる食品、 食品衛生上の危害の発生を防止するため必要がある 器具又は容器包装について、 添加物、 器具又は容器包装を輸入する者に対 又は加工した者が製造し、 添加物、 厚生労働大臣又は登 器具若しくは容器包 又 2

る食品、 輸入する者に対し、 該当するおそれがあると認められる食品、 と認めるときは、 厚生労働大臣は、 添加物、 生産地の事情その他の事情からみて第一 器具若しくは容器包装又は第十二条に規定する食品に 当該食品、 食品衛生上の危害の発生を防止するため必要がある 添加物、 器具又は容器包装について、 添加物、 器具又は容器包装を 項各号に掲げ 厚

3

3

道府県知事又は登録検査機関の行う検査を受けるべきことを命ずることが 止するため必要があると認めるときは、 その者に対し、 当該食品、 添加物、 器具又は容器包装について、 政令で定める要件及び手続に従 当 該都

略

できる。

第十 一条第 一項の規定により定められた規格に合わない食品又は添

加 物

三 添加物を使用した食品 第十一条第 項の規定により定められた基準に合わない方法により

第十 一条第一 二項に規定する食品

几

五・六

略

(新設)

検査機関の行う検査を受けるべきことを命ずることができる 当該食品、 加工した同種の食品、 装又は第十条に規定する食品を製造し、 と認めるときは、 厚生労働大臣は、 添加物、 前項各号に掲げる食品、 食品衛生上の危害の発生を防止するため必要が 器具又は容器包装について、 添加物、 器具又は容器包装を輸入する者に対 又は加工した者が製造し、 添加物、 厚生労働大臣又は登録 器具若しくは容器包 又は ある

る食品、 入する者に対し、 当するおそれがあると認められる食品、 と認めるときは、 厚生労働大臣は、 添加物、 生産地の事情その他の事情からみて第一 当該食品、 器具若しくは容器包装又は第十条に規定する食品に該 食品衛生上の危害の発生を防止するため必要がある 添加物、 器具又は容器包装について、 添加物、 器具又は容器包装を輸 項各号に掲げ 厚生

ができる。生労働大臣又は登録検査機関の行う検査を受けるべきことを命ずること

④ ~ ⑦ (略)

②~⑧ (略)

第五十条 (略)

(削る)

られたときは、これを遵守しなければならない。 項に規定する食鳥処理業者を除く。)は、前項の規定により基準が定め図 営業者(食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第六条第一

労働大臣又は登録検査機関の行う検査を受けるべきことを命ずることが

④⑦(略)

できる。

管理者となつて管理する施設については、この限りでない。 の他製造又は加工の過程において特に衛生上の考慮を必要とする食品又の側造又は加工を衛生的に管理させるため、その施設ごとに、専任の食品衛生でするは添加地であつて政令で定めるものの製造又は加工を行う営業者は、そ第四十八条 乳製品、第十条の規定により厚生労働大臣が定めた添加物そ

るための措置に関し必要な基準を定めることができる。 て有毒な又は有害な物質が当該食品又は添加物に混入することを防止す第五十条 厚生労働大臣は、食品又は添加物の製造又は加工の過程におい

例で、必要な基準を定めることができる。 保持、ねずみ、昆虫等の駆除その他公衆衛生上講ずべき措置に関し、条第二条第五号に規定する食鳥処理の事業を除く。)の施設の内外の清潔ので、必要な基準を定めることができる。

きは、これを遵守しなければならない。 項に規定する食鳥処理業者を除く。) は、前二項の基準が定められたと③ 営業者(食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第六条第一

定する食鳥処理の事業(第五十一条において「食鳥処理の事業」という及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第二条第五号に規第五十条の二 厚生労働大臣は、営業(器具又は容器包装を製造する営業 (新設)

労働省令で、次に掲げる事項に関する基準を定めるものとする。下この条において「公衆衛生上必要な措置」という。)について、厚生

を除く。

の施設の衛生的な管理その他公衆衛生上必要な措置

以

一 食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための取組(小規模な営業者(器具又は容器包装を製造する営業者) 「関する食鳥処理業者を除く。次項において同じ。)その他の政令で 規定する食鳥処理業者を除く。次項において同じ。)その他の政令で 規定する食鳥処理業者を除く。次項において同じ。)その他の政令で 関すること。

ばならない。 定めるところにより公衆衛生上必要な措置を定め、これを遵守しなけれ 定めるところにより公衆衛生上必要な措置を定め、これを遵守しなけれ 営業者は、前項の規定により定められた基準に従い、厚生労働省令で

の衛生的な管理その他公衆衛生上必要な措置(以下この条において「公第五十条の三 厚生労働大臣は、器具又は容器包装を製造する営業の施設

(新設)

る事項に関する基準を定めるものとする。 衆衛生上必要な措置」という。) について、厚生労働省令で、次に掲げ

- 施設の内外の清潔保持その他一般的な衛生管理に関すること。
- するための取組に関すること。

 一 食品衛生上の危害の発生を防止するために必要な適正に製造を管理
- ② 器具又は容器包装を製造する営業者は、前項の規定により定められた② 器具又は容器包装を製造する営業者にあつては、前項のみが使用された器具又は容器包装を製造する営業者にあつては、前項の規定により定められた
- できる。
 より定められた基準に反しない限り、条例で必要な規定を定めることがより定められた基準に反しない限り、条例で必要な規定を定めることが一項の規定に

は容器包装が次の各号のいずれかに該当する旨を説明しなければならなり、若しくは輸入する者は、厚生労働省令で定めるところにより、そのし、若しくは輸入する者は、厚生労働省令で定めるところにより、その第五十条の四 第十八条第三項に規定する政令で定める材質の原材料が使

した器具又は容器包装であること。 条第一項の規定により定められた規格に適合しているもののみを使用条第一項の規定により定められた規格に適合しているもののみを使用

(新設)

② 器具又は容器包装の原材料であつて、第十八条第三項に規定する政令 で定める材質のものを販売し、又は販売の用に供するために製造し、若る者から、当該原材料が同条第一項の規定により定められた規格に適合しているものである旨の確認を求められた場合には、厚生労働省令で定しているものである旨の確認を求められた場合には、厚生労働省令で定しているものである旨の確認を求められた場合には、厚生労働省令で定しているものである旨の確認を求められた場合には、厚生労働省令で定しているものである旨の確認を求められた場合には、厚生労働省令で定しているものである旨の確認を求められている。

につき、条例で、業種別に、公衆衛生の見地から必要な基準を定めなけい営業(食鳥処理の事業を除く。)であつて、政令で定めるものの施設第五十一条「都道府県は、飲食店営業その他公衆衛生に与える影響が著し」

廃棄させ、又はその他営業者に対し食品衛生上の危害を除去するために 常工十四条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、営業者が第六条、第十条 第十八条第二項若しくは第三項の規定による禁止に違反した場合又は第九条第一項 を業者若しくは当該職員にその食品、添加物、器具若しくは容器包装を 営業者若しくは当該職員にその食品、添加物、器具若しくは容器包装を の発産させ、又はその他営業者に対し食品衛生上の危害を除去するために

設につき、条例で、業種別に、公衆衛生の見地から必要な基準を定めなに規定する食鳥処理の事業を除く。)であつて、政令で定めるものの施に規定する食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第二条第五号第五十一条 都道府県は、飲食店営業その他公衆衛生に与える影響が著し

ければならない。

第五十四条 にその食品、 命ずることができる。 業者に対し食品衛生上の危害を除去するために必要な処置をとることを の規定による禁止に違反した場合においては、 第二項の規定に違反した場合又は第八条第一項若しくは第十七条第一項 第十条、 第十一条第二項若しくは第三項、 厚生労働大臣又は都道府県知事は、 添加物、 器具若しくは容器包装を廃棄させ、 第十六条若しくは第十八条 営業者若しくは当該職員 営業者が第六条、 又はその 第九条 他営

2

略

必要な処置をとることを命ずることができる。

第五十五条 の全部若しくは 件に違反した場合においては、 若しくは第三号に該当するに至つた場合又は同条第三項の規定による条 七条第一項の規定による禁止に違反した場合、 第二項若しくは第三項、 ら第十二条まで 反した場合、 一第 第二十六条第四項、 二項 第五十条の三第二項若しくは第五十条の四第 都道府県知事は、 第七条第一項から第三項まで、 一部を禁止し、 第十三条第二項若しくは第三項、 第四十八条第一項、 第十九条第二項、 営業者が第六条、 若しくは期間を定めて停止することが 同条第一項の許可を取り消し、 第五十条第二 第二十条、 第九条第 第五十二条第二項第一号 第八条第 第十六条、 第二十五条第一項 一項若しくは第十 項、 項の規定に違 第五十条の 又は営業 第十八条 第十条か

2 できる。 項若しくは第十七条第一項の規定による禁止に違反した場合においては 項の規定に違反した場合又は第七条第一項から第三項まで、 二項、 ることを営む人又は法人に限る。 営業の全部若しくは一 第五十条の二第 第十八条第二項若しくは第三項、 厚生労働大臣は、 第十一条、 第十二条、 項、 営業者(食品、 部を禁止し、 第五十条の三第一 第十三条第二項若しくは第三項、 第二十六条第四項、 が第六条、 添加物、 又は期間を定めて停止することが 一項若しくは第五十条の四第一 器具又は容器包装を輸入す 第八条第 第五十条第二項 項、 第九条第一 第十六条 第十条第

> 第五十五条 くは期間を定めて停止することができる 第 場合又は同条第三項の規定による条件に違反した場合においては、 した場合、 項まで、 若しくは第五十条第三項の規定に違反した場合、 条第二項若しくは第三項、 第二十条、 項の許可を取り消し、 第八条第一項若しくは第十七条第一項の規定による禁止に違反 第五十二条第二項第一号若しくは第三号に該当するに至つた 都道府県知事は、 第二十五条第一項、第二十六条第四項、 又は営業の全部若しくは 第十六条、 営業者が第六条、 第十八条第二項、 第九条、 第七条第一 一部を禁止し 第四十八条第一項 第十九条第二項 第十条、 項から 第十一 若 第三 同 条

第一 よる禁止に違反した場合においては、 十六条第四項若しくは第五十条第三項の規定に違反した場合又は第七条 入することを営む人又は法人に限る。 厚生労働大臣は、 又は期間を定めて停止することができる 第十一条第二項若しくは第三項、第十六条、 項から第三項まで、 営業者(食品、 第八条第一項若しくは第十七条第一 添加物、 営業の全部若しくは一部を禁止 が第六条、 器具若しくは容器包装を輸 第十八条第二項、 第九条第一 項の規定に 第二 第十

直 | 第五十八条 食品、添加物、器具若しくは容器包装に起因して中毒した患

第五十八条

食中毒患者等を診断し、

又はその死体を検案した医師は、

2

ちに最寄りの保健所長にその旨を届け出なければならない。

②~⑤ (略)

第六十条の二 前条に規定する場合において、厚生労働大臣は、必要があ (

関する必要な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともにると認めるときは、協議会を開催し、食中毒の原因調査及びその結果に

な対策について協議を行うよう努めなければならない。

食中毒患者等の広域にわたる発生又はその拡大を防止するために必要

第六十二条第六条、第九条、第十二条、第十三条第一項及び第二項、第

十六条から第二十条まで(第十八条第三項を除く。)、第二十五条から

並びに第五十条の四を除く。)並びに第五十八条から第六十条までの規第五十六条まで(第五十条の二、第五十条の三第一項第二号及び第二項

の場合において、第十二条中「添加物(天然香料及び一般に食品としてとして厚生労働大臣の指定するおもちやについて、これを準用する。こ

定は、乳幼児が接触することによりその健康を損なうおそれがあるもの

」とあるのは、「おもちやの添加物として用いることを目的とする化学飲食に供されている物であつて添加物として使用されるものを除く。)

応を起こさせて得られた物質をいう。)」と読み替えるものとする。的合成品(化学的手段により元素又は化合物に分解反応以外の化学的反

2

第六条並びに第十三条第一項及び第二項の規定は、

洗浄剤であつて野

2

替えるものとする。

解反応以外の化学的反応を起こさせて得られた物質をいう。)」と読み

を届け出なければならない。
し、又はその死体を検案した医師は、直ちに最寄りの保健所長にその旨者若しくはその疑いのある者(以下「食中毒患者等」という。)を診断

②~⑤ (略

(新設

第六条並びに第十一条第一項及び第二項の規定は、洗浄剤であつて野

。 菜若しくは果実又は飲食器の洗浄の用に供されるものについて準用する

に不特定又は多数の者に食品を供与する場合に、これを準用する。での規定は、営業以外の場合で学校、病院その他の施設において継続的十条まで、第五十条の二、第五十一条及び第五十四条から第五十六条ま③ 第十五条から第十八条まで、第二十五条第一項、第二十八条から第三

第六十四条 第一項 規定する基準若しくは規格を定めようとするとき、 は人の健康を損なうおそれのない量を定めようとするとき、第十八条第 規定する人の健康を損なうおそれのないことが明らかである物質若しく に規定する基準若しくは規格を定めようとするとき、 る人の健康を損なうおそれのない場合を定めようとするとき、 労働省令を制定し、 の規定により指定成分等を指定しようとするとき、 よる禁止の全部若しくは一 での規定による販売の禁止をしようとし、若しくは同条第四項の規定に うおそれがない場合を定めようとするとき、第七条第一項から第三項ま 及び第二項において準用する場合を含む。)に規定する人の健康を損な し書に規定する人の 項 一十三条第 (第六十二条第一 (第六十二条第一項及び第二項において準用する場合を含む。 厚生労働大臣は、 一項に規定する輸入食品監視指導計画を定め、 若しくは改廃しようとするとき、 健康を損なうおそれのない量を定めようとするとき 項及び第三項において準用する場合を含む。)に 部の解除をしようとするとき、 第六条第二号ただし書 第十条第一項の厚生 第十八条第三項ただ (第六十二条第一項 第十二条に規定す 第十三条第三項に 第八条第 第十三条 若しくは 一項

菜若しくは果実又は飲食器の洗浄の用に供されるものについて準用する

数の者に食品を供与する場合に、これを準用する。
業以外の場合で学校、病院その他の施設において継続的に不特定又は多十条まで、第五十一条及び第五十四条から第五十六条までの規定は、営の第十五条から第十八条まで、第二十五条第一項、第二十八条から第三

第六十四条 とき、 の趣旨、 項に規定する輸入食品監視指導計画を定め、)に規定する基準若しくは規格を定めようとするとき、 条第一項 しくは人の健康を損なうおそれのない量を定めようとするとき、 項に規定する人の健康を損なうおそれのないことが明らかである物質若 定する人の健康を損なうおそれのない場合を定めようとするとき、 の厚生労働省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、 よる禁止の全部若しくは一部の解除をしようとするとき、 での規定による販売の禁止をしようとし、若しくは同条第四 うおそれがない場合を定めようとするとき、第七条第一項から第三項ま 及び第二項において準用する場合を含む。)に規定する人の健康を損な)に規定する基準若しくは規格を定めようとするとき、 条第一項 又は第五十条第一 内容その他の必要な事項を公表し、広く国民の意見を求めるも (第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む 厚生労働大臣は、 (第六十二条第一項及び第二項において準用する場合を含む 項に規定する基準を定めようとするときは、そ 第六条第二号ただし書 若しくは変更しようとする (第六十二条第 第 第十一条第三 第九条第 一十三条第一 第十条に規 |項の 第十八 対規定に 第十 一項 一項

を要しようとするとき、第五十条第一項に規定する基準を定めようとす を要しようとするとき、又は第五十条の二第一項若しくは第五十条の三第一項の厚生労 し、食品衛生上の危害の発生を防止するため緊急を要する場合で、あら し、食品衛生上の危害の発生を防止するため緊急を要する場合で、あら し、食品衛生上の危害の発生を防止するため緊急を要する場合で、あら で、の世の必要な事項を公表し、広く国民の意見を求めるものとする。ただ の世の必要な事項を公表し、広く国民の意見を求めるものとする。ただ の世の必要な事項を公表し、広く国民の意見を求めるものとする。ただ の世の必要な事項を公表し、広く国民の意見を求めるものとする。ただ の世の必要な事項を公表し、広く国民の意見を求めるものとする。ただ

② (略)

第六十五条の二(略)

2

(略

③ 厚生労働大臣は、第十八条第一項(第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。)又は第六十二条第一項を他必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、第十九条第一項(他必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、第十九条第一項(かての基準を定めることを求めることができる。

しようとする者から申請があつたときは、厚生労働省令で定めるところするため、外国の政府機関から、輸出食品安全証明書(輸出する食品の)を安全性に関する証明書をいう。以下この条及び次条において同じ。)を 安全性に関する証明書をいう。以下この条及び次条において同じ。)を おいっぱい 原生労働大臣は、食品衛生に関する国際的な連携を確保

輸出食品安全証明書を発行することができる。

の限りでない。
る場合で、あらかじめ広く国民の意見を求めるいとまがないときは、このとする。ただし、食品衛生上の危害の発生を防止するため緊急を要す

②~④ (略)

第六十五条の二

(略)

2

(略)

③ 厚生労働大臣は、第十八条第一項(第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。)又は第六十二条第一項若しくは第二項にお他必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、第十九条第一項(他必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、第十九条第一項(おいての基準を定めることを求めることができる。

(新設)

2 2 3 第七十一条 第六十五条の五 二 三 い。 きる。 2 又は三百万円以下の罰金に処する。 する食品衛生に関する情報の提供のために必要な措置を講ずることがで 出食品安全証明書を発行することができる。 る者から申請があつたときは、 臣が輸出食品安全証明書を発行する場合を除き 関する情報の提供のために必要な措置を講ずるものとする。 性の証明のための手続の整備その他外国の政府機関に対する食品衛生に 実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納付しなければならな 前項に規定するもののほか 第 る場合を含む。 (略) 第六条(第六十二条第一項及び第二項において準用する場合を含む 前項の規定により輸出食品安全証明書の発行を受けようとする者は 項に規定するもののほか、 第十条第一項又は第十二条(第六十二条第一項において準用す 略 次の各号のいずれかに該当する者は、これを三年以下の懲役 都道府県知事等は、 の規定に違反した者 厚生労働省令で定めるところにより、 都道府県知事等は 厚生労働大臣は 前条第 項の規定により厚生労働大 食品を輸出しようとす 外国の政府機関に対 輸出する食品の安全 2 第七十一条 (新設) <u>-</u> <u>•</u> <u>=</u> 又は三百万円以下の罰金に処する。 場合を含む。 (略) 第六条(第六十二条第一項及び第二項において準用する場合を含む 第九条第一項又は第十条(第六十二条第一項において準用する (略) 次の各号のいずれかに該当する者は、これを三年以下の懲役 の規定に違反した者

第七十二条第十三条第二項(第六十二条第一項及び第二項において準用する場合を含む。)、第十九条第二項(第六十二条第二項において準用する場合を含む。)、第二十条(第六十二条第一項において準用する場合を含む。)、第十九条第二項(第六十二条第一項の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

② (略)

む。)又は第五十八条第一項(第六十二条第一項において準用する場第一項(第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。)若しくは第三項、第二十五条第三項において準用する場合を含む。)若しくは第三項、第二十五条第二項、第十条第二項、第十一条、第十八条第二項(第六十二条第一項及び

場合を含む。)の規定による禁止に違反した者又は第十七条第一項(第六十二条第一項及び第三項において準用する二 第九条第一項(第六十二条第一項において準用する場合を含む。)

合を含む。

)の規定に違反した者

三~五 (略)

第七十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の

第七十二条 第十一条第二項(第六十二条第一項及び第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者は、二年以下において準用する場合を含む。)、第二十条(第六十二条第二項において準用する場合を含む。)、第二十条(第六十二条第一項の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。)の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

② (略)

又は百万円以下の罰金に処する。 第七十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、これを一年以下の懲役

一 第九条第二項、第十八条第二項(第六十二条第一項において準用する場合を含む。)、第二十六条第四項(第大十二条第一項において準用する場合を含む。)、第二十六条第四項(第元十二条第一項(第六十二条第一項(第二条第二項、第十八条第二項(第六十二条第一項及び第三項におした者

場合を含む。)の規定による禁止に違反した者又は第十七条第一項(第六十二条第一項及び第三項において準用する二 第八条第一項(第六十二条第一項において準用する場合を含む。)

三~五 (略)

第七十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の

きときは、その人については、この限りでない。 の人が食品衛生管理者として、前条の規定により罰金刑を科せられるべ 定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。ただし、そ 行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に 従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反

項 分に限る。) び第二項において準用する場合を含む。)又は第三項、第十九条第二 (第六十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定に係る部 第七十一条又は第七十二条 (第六十二条第一項において準用する場合を含む。) 及び第二十条 一億円以下の罰金刑 (第十三条第二項 (第六十二条第一項及

第七十三条又は第七十五条 第一項において準用する場合を含む。)及び第二十条(第六十二条第 て準用する場合を含む。)又は第三項、第十九条第二項(第六十二条 第七十二条 項において準用する場合を含む。)の規定に係る部分を除く。)、 (第十三条第二項 各本条の罰金刑 (第六十二条第一項及び第二項におい

> きときは、その人については、この限りでない。 の人が食品衛生管理者として、前条の規定により罰金刑を科せられるべ 定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。ただし、そ 行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に 従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反

第七十一条又は第七十二条

(第十一条第二項

(第六十二条第一項

及

第二項 条第一項において準用する場合を含む。) 二条第一項において準用する場合を含む。)及び第二十条(第六十) て準用する場合を含む。)若しくは第三項、 び第二項において準用する場合を含む。)若しくは第三項、 る部分に限る。 十条(第六十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定に係 第七十二条 (第六十二条第一項において準用する場合を含む。) 及び第二 (第十一条第二項 一億円以下の罰金刑 (第六十二条第一項及び第1 の規定に係る部分を除く。 第十九条第二項(第六十 第十九条 一項にお

、第七十三条又は第七十五条 各本条の罰金刑

○ 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)(抄)(第二条関係)

【公布日から三年以内に政令で定める日施行】

(傍線部分は改正部分)

を聴いて指定したもの(第三項及び第七十条第一項において「指定成分する成分又は物であつて、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見第八条 食品衛生上の危害の発生を防止する見地から特別の注意を必要と	附則	第十一章 罰則(第八十一条—第八十九条)	第十章 雑則 (第六十二条—第八十条)	第九章 営業(第四十八条—第六十一条)	第八章 登録検査機関(第三十一条—第四十七条)	第七章 検査(第二十五条—第三十条)	第六章 監視指導(第二十一条の二―第二十四条)	第五章 食品添加物公定書 (第二十一条)	第四章 表示及び広告 (第十九条・第二十条)	第三章 器具及び容器包装 (第十五条—第十八条)	第二章 食品及び添加物(第五条—第十四条)	第一章 総則(第一条—第四条)	目次	改正案
を聴いて指定したもの(第三項及び第六十四条第一項において「指定成プロープを聴いて指定した。 する成分又は物であつて、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を 第八条 食品衛生上の危害の発生を防止する見地から特別の注意を必要と	附則	第十一章 罰則 (第七十一条—第七十九条)	第十章 雜則 (第五十七条—第七十条)	第九章 営業(第四十八条—第五十六条)	第八章 登録検査機関(第三十一条—第四十七条)	第七章 検査(第二十五条—第三十条)	第六章 監視指導(第二十一条の二―第二十四条)	第五章 食品添加物公定書(第二十一条)	第四章 表示及び広告(第十九条・第二十条)	第三章 器具及び容器包装(第十五条—第十八条)	第二章 食品及び添加物(第五条—第十四条)	第一章 総則(第一条—第四条)	目次	現

道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長(以下「都道人の健康に被害を生じ、又は生じさせるおそれがある旨の情報を得た場」という。)を取り扱う営業者は、その取り扱う指定成分等含有食品が等」という。)を含む食品(以下この項において「指定成分等含有食品

②·③ (略

府県知事等」という。

に届け出なければならない

②~④ (略)

第三十九条 む。 告書 五. において同じ。 て、 度の財産目録、 人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であ 年間事業所に備えて置かなければならない。 電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。 次項及び第八十九条において (その作成に代えて電磁的記録 登録検査機関は、 貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報 0) 作成がされている場合における当該電磁的記録を含 毎事業年度経過後三月以内に、 「財務諸表等」という。)を作成し、 (電子的方式、 磁気的方式その その事業年 以下この 他 条 0 0

都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長(以下「都場合は、当該情報を、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、が人の健康に被害を生じ、又は生じさせるおそれがある旨の情報を得たがしたいう。)を含む食品(以下この項において「指定成分等含有食品が等」という。)を含む食品(以下この項において「指定成分等含有食品

②·③ (略)

道府県知事等」

という。)

に届け出なければならない

が第六十条の二において「協議会」という。)を設けることができる。体制の整備を図るため、厚生労働省令で定めるところにより、国、都道第二十一条の三 厚生労働大臣は、監視指導の実施に当たつての連携協力

② (略)

第三十九条 告書 五. む。 において同じ。 て、 人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であ 度の財産目録、 年間事業所に備えて置かなければならない。 次項及び第七十九条において 電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。 (その作成に代えて電磁的記録 登録検査機関は、 貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報 の作成がされている場合における当該電磁的記録を含 毎事業年度経過後三月以内に、 「財務諸表等」という。)を作成し、 (電子的方式、 磁気的方式その その事業年 以下この 他

2

略

。)について、厚生労働省令で、次に掲げる事項に関する基準を定めるで食鳥処理の事業(第五十四条及び第五十七条第一項において「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第二条第五号に規定第五十一条 厚生労働大臣は、営業(器具又は容器包装を製造する営業及第五十一条 厚生労働大臣は、営業(器具又は容器包装を製造する営業及

- ・二 (略)

ものとする。

②·③ (略)

第五十二条 (略)

第五十三条

(略)

めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。 第五十五条 前条に規定する営業を営もうとする者は、厚生労働省令で定

| ② 前項の場合において、都道府県知事は、その営業の施設が前条の規定

労働省令で、次に掲げる事項に関する基準を定めるものとする。 及び食鳥処理の事業(第五十一条において「食鳥処理の事業(第五十一条において「食鳥処理の事業」という。)を除く。)の施設の衛生的な管理その他公衆衛生上必要な措置(以下の条において「公衆衛生上必要な措置(以下の条において「公衆衛生上必要な措置)という。)を除く。)の施設の衛生的な管理その他公衆衛生上必要な措置(以下の条において「公衆衛生上必要な措置」という。)を除く。)の施設の衛生的な管理その他公衆衛生上必要な措置(以下の条において、次に掲げる事項に関する基準を定めるものとする。

一・二 (略)

② · ③ (略)

第五十条の三 (略)

第五十条の四 (略)

新五十一条 都道府県は、飲食店営業その他公衆衛生に与える影響が著し第五十一条 都道府県は、飲食店営業その他公衆衛生に与える影響が著し

② 前項の場合において、都道府県知事は、その営業の施設が前条の規定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。第五十二条 前条に規定する営業を営もうとする者は、厚生労働省令で定

(新設)	第五十八条 営業者が、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、そ
	出営業者」と読み替えるものとする。
	るのは「届出営業者」と、同条第二項中「許可営業者」とあるのは「届
	のは「次条第一項の規定による届出をした者」と、「許可営業者」とあ
	の場合において、同条第一項中「前条第一項の許可を受けた者」とある
	② 前条の規定は、前項の規定による届出をした者について準用する。こ
	に届け出なければならない。
	業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項を都道府県知事
	とする者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、その営
	少ない営業で政令で定めるもの及び食鳥処理の事業を除く。)を営もう
(新設)	第五十七条 営業(第五十四条に規定する営業、公衆衛生に与える影響が
第五十三条(略)	第五十六条(略)
③ (略)	③ (略)
三(略)	三 (略)
の取消しの日から起算して二年を経過しない者	の取消しの日から起算して二年を経過しない者
二 第五十四条から第五十六条までの規定により許可を取り消され、そ	二第五十九条から第六十一条までの規定により許可を取り消され、そ
一 (略)	一 (略)
るときは、同項の許可を与えないことができる。	るときは、同項の許可を与えないことができる。
、同条に規定する営業を営もうとする者が次の各号のいずれかに該当す	- 、同条に規定する営業を営もうとする者が次の各号のいずれかに該当す
による基準に合うと認めるときは、許可をしなければならない。ただし	による基準に合うと認めるときは、許可をしなければならない。ただし

況を都道府県知事に届け出なければならない。 府令で定めるところにより、 生労働省令・内閣府令で定めるときを除く。 するとき を回収するとき 加物又はその製造し、 の採取し、 及び食品衛生上の危害が発生するおそれがない場合として厚 製造し (次条第一項又は第二項の規定による命令を受けて回収 輸入し、 輸入し、 加工し、 遅滞なく、 若しくは販売した器具若しくは容器包装 若しくは販売した食品若しくは添 回収に着手した旨及び回収の状 は、 厚生労働省令・内閣

- 反し、又は違反するおそれがある場合 第六条、第十八条第二項若しくは第三項又は第二十条の規定に違一 第六条、第十条から第十二条まで、第十三条第二項若しくは第三項
- 違反するおそれがある場合二第九条第一項又は第十七条第一項の規定による禁止に違反し、又は
- 臣又は内閣総理大臣に報告しなければならない。令・内閣府令で定めるところにより、当該届出に係る事項を厚生労働大都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、厚生労働省

第五十九条 (略)

二項、第五十二条第二項若しくは第五十三条第一項の規定に違反した場第二十六条第四項、第四十八条第一項、第五十条第二項、第五十五条第一項、第二十条まで、第十三条第二項若しくは第三項、第十六条、第十八条第第六十条 都道府県知事は、営業者が第六条、第八条第一項、第十条から

第五十四条 (略)

第五十五条 二第 第二項若しくは第三項、第十九条第二項、第二十条、 ら第十二条まで、 第二十六条第四項、 二項 第五十条の三第二項若しくは第五十条の四第 都道府県知事は、営業者が第六条、第八条第一項、 第十三条第二項若しくは第三項、 第四十八条第一項、 第五十条第二項、 第十六条、 第二十五条第一項 項の規定に違 第五十条の 第十条か 第十八条

しくは一部を禁止し、若しくは期間を定めて停止することができる。 第三号に該当するに至つた場合又は同条第三項の規定による禁止に違反した場合、第五十五条第二項第一号若しくは の規定による禁止に違反した場合、第五十五条第二項第一号若しくは

2 の全部若しくは くは第十七条第一項の規定による禁止に違反した場合においては、 定に違反した場合又は第七条第一項から第三項まで、第九条第一項若し ることを営む人又は法人に限る。) 項、 第五十一条第1 第十八条第二項若しくは第三項、 厚生労働大臣は、 第十一条、 一部を禁止し、 項、 第十二条、 営業者(食品、 第五十二条第二項若しくは第五十三条第一 第十三条第二項若しくは第三項、 又は期間を定めて停止することができる 第二十六条第四項、 が第六条、 添加物、器具又は容器包装を輸入す 第八条第 第五十条第二項 項、 第十六条 第十条第 項の規 営業 2

若しくは一部を禁止し、若しくは期間を定めて停止することができる。じ、又は第五十五条第一項の許可を取り消し、若しくはその営業の全部の規定による基準に違反した場合においては、その施設の整備改善を命第六十一条 都道府県知事は、営業者がその営業の施設につき第五十四条

反した場合、第七条第一項から第三項まで、第九条第一項若しくは第十元を禁止に違反した場合では、同条第一項の許可を取り消し、又は営業件に違反した場合においては、同条第一項の許可を取り消し、又は営業の全部若しくは一部を禁止し、若しくは期間を定めて停止することがでの全部若しくは一部を禁止し、若しくは期間を定めて停止することができる。

できる。 項の規定に違反した場合又は第七条第一項から第三項まで、 項若しくは第十七条第一項の規定による禁止に違反した場合においては ることを営む人又は法人に限る。) 項、 厚生労働大臣は、 営業の全部若しくは一部を禁止し、 第十八条第二項若しくは第三項、 第五十条の二第1 第十一条、 第十二条、第十三条第二項若しくは第三項、 項、 営業者(食品、 第五十条の三第二項若しくは第五十条の四 第二十六条第四項、 添加物、 が第六条、 又は期間を定めて停止することが 器具又は容器包装を輸入す 第八条第 第五十条第二項 項、 第九条第 第十六条 第十条第

若しくは一部を禁止し、若しくは期間を定めて停止することができる。じ、又は第五十二条第一項の許可を取り消し、若しくはその営業の全部の規定による基準に違反した場合においては、その施設の整備改善を命第五十六条 都道府県知事は、営業者がその営業の施設につき第五十一条

雑則

第六十七条(略)	第六十六条(略)	第六十五条(略)	第六十四条(略)	第六十三条(略)	六 (略)	場合を含む。)の規定による死体の解剖に要する費用	五 第六十四条第一項又は第二項(第六十八条第一項において準用する	含む。)の規定による廃棄に要する費用	四 第五十九条 (第六十八条第一項及び第三項において準用する場合を	。)の規定による営業の許可に要する費用	三 第五十五条第一項(第六十八条第一項において準用する場合を含む	合を含む。)の規定による食品衛生監視員の設置に要する費用	二 第三十条第一項 (第六十八条第一項及び第三項において準用する場	場合を含む。)の規定による収去に要する費用	一 第二十八条第一項(第六十八条第一項及び第三項において準用する	は保健所を設置する市の費用に対して、その二分の一を負担する。	第六十二条 国庫は、政令で定めるところにより、次に掲げる都道府県又
第六十一条(略)	第六十条の二(略)	第六十条(略)	第五十九条(略)	第五十八条(略)	六(略)	場合を含む。)の規定による死体の解剖に要する費用	五 第五十九条第一項又は第二項 (第六十二条第一項において準用する	含む。)の規定による廃棄に要する費用	四 第五十四条(第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を	。)の規定による営業の許可に要する費用	三 第五十二条第一項(第六十二条第一項において準用する場合を含む	合を含む。)の規定による食品衛生監視員の設置に要する費用	二 第三十条第一項(第六十二条第一項及び第三項において準用する場	場合を含む。)の規定による収去に要する費用	一 第二十八条第一項(第六十二条第一項及び第三項において準用する	は保健所を設置する市の費用に対して、その二分の一を負担する。	第五十七条 国庫は、政令で定めるところにより、次に掲げる都道府県又

第六十八条 成品 起こさせて得られた物質をいう。)」と読み替えるものとする。 あるのは、 に供されている物であつて添加物として使用されるものを除く。 に第五十三条を除く。)並びに第六十三条から第六十五条までの規定は 第六十一条まで 合において、 て厚生労働大臣の指定するおもちやについて、これを準用する。 十六条から第二十条まで(第十八条第三項を除く。)、第二十五条から 乳幼児が接触することによりその健康を損なうおそれがあるものとし (化学的手段により元素又は化合物に分解反応以外の化学的反応を 第六条、 「おもちやの添加物として用いることを目的とする化学的合 第十二条中「添加物(天然香料及び一般に食品として飲食 (第五十一条、 第九条、第十二条、第十三条第一項及び第二項、 第五十二条第 項第二号及び第二 一項並び この場) _ と 第

② (略)

③ 第十五条から第十八条まで、第二十八条から第三十条まで、第五十一条、第五十四条、第五十七条及び第五十九条から第一条まで、第五十一条、第五十四条、第五十七条及び第五十九条から第三

第六十九条 (略)

び第二項において準用する場合を含む。)に規定する人の健康を損なう第七十条 厚生労働大臣は、第六条第二号ただし書(第六十八条第一項及

第六十二条 定は、 」とあるのは、 の場合において、 第五十六条まで 応を起こさせて得られた物質をいう。)」と読み替えるものとする 的合成品 飲食に供されている物であつて添加物として使用されるものを除く。 として厚生労働大臣の指定するおもちやについて、 並びに第五十条の四を除く。)並びに第五十八条から第六十条までの規 十六条から第二十条まで(第十八条第三項を除く。)、 乳幼児が接触することによりその健康を損なうおそれがあるも (化学的手段により元素又は化合物に分解反応以外の化学的 第六条、 「おもちやの添加物として用いることを目的とする化学 (第五十条の二、 第十二条中「添加物 第九条、第十二条、第十三条第一項及び第二項、 第五十条の三第 (天然香料及び一 これを準用する。 項 第 般に食品として 第二十五条から 一号及び第二項 第

② (略)

に不特定又は多数の者に食品を供与する場合に、これを準用する。での規定は、営業以外の場合で学校、病院その他の施設において継続的十条まで、第五十条の二、第五十一条及び第五十四条から第五十六条まの 第十五条から第十八条まで、第二十五条第一項、第二十八条から第三

第六十三条(略)

及び第二項において準用する場合を含む。)に規定する人の健康を損な第六十四条 厚生労働大臣は、第六条第二号ただし書(第六十二条第一項

ない。 内容その他の必要な事項を公表し、広く国民の意見を求めるものとする 厚生労働省令を制定し、 とき、又は第五十一条第一項、 更しようとするとき、 第二十三条第一項に規定する輸入食品監視指導計画を定め、 書に規定する人の健康を損なうおそれのない量を定めようとするとき 定する基準若しくは規格を定めようとするとき、第十八条第三項ただし 項 定する人の健康を損なうおそれのないことが明らかである物質若しくは 規定する基準若しくは規格を定めようとするとき、 働省令を制定し、 規定により指定成分等を指定しようとするとき、第十条第一項の厚生労 る禁止の全部若しくは一 の規定による販売の禁止をしようとし、若しくは同条第四項の規定によ おそれがない場合を定めようとするとき、第七条第一項から第三項まで 人の健康を損なうおそれのない量を定めようとするとき、第十八条第 人の健康を損なうおそれのない場合を定めようとするとき、 項 あらかじめ広く国民の意見を求めるいとまがないときは、 ただし、 (第六十八条第一 (第六十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。) に 食品衛生上の危害の発生を防止するため緊急を要する場合で 若しくは改廃しようとするとき、 項及び第三項において準用する場合を含む。 第五十条第一項に規定する基準を定めようとする 若しくは改廃しようとするときは、 部の解除をしようとするとき、 第五十二条第一項若しくは第五十四条の 第十三条第三項に規 第十二条に規定する 第八条第一項 この限りで その趣旨、 若しくは変 第十三条第 に規 0

第一項 働省令を制定し、 変更しようとするとき、 かじめ広く国民の意見を求めるいとまがないときは、 Ļ の他の必要な事項を公表し、広く国民の意見を求めるものとする。 るとき、又は第五十条の二第一項若しくは第五十条の三第一項の厚生労 し書に規定する人の健康を損なうおそれのない量を定めようとするとき 規定する基準若しくは規格を定めようとするとき、第十八条第三項ただ は人の健康を損なうおそれのない量を定めようとするとき、第十八条第 規定する人の健康を損なうおそれのないことが明らかである物質若しく に規定する基準若しくは規格を定めようとするとき、 る人の健康を損なうおそれのない場合を定めようとするとき、 労働省令を制定し、 の規定により指定成分等を指定しようとするとき、第十条第一項の よる禁止の全部若しくは一 での規定による販売の禁止をしようとし、若しくは同条第四項の うおそれがない場合を定めようとするとき、第七条第一項から第三項 項 第二十三条第一 食品衛生上の危害の発生を防止するため緊急を要する場合で、 (第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。 (第六十二条第一項及び第二項において準用する場合を含む。 若しくは改廃しようとするときは、 項に規定する輸入食品監視指導計画を定め、 若しくは改廃しようとするとき、 第五十条第一項に規定する基準を定めようとす 部の解除をしようとするとき、 この限りでない 第十三条第三項に 第十二条に規定す その趣旨、 第八条第一項 第十三条

規定に

厚生

2 3 略

4 第 項及び前項の規定は、 内閣総理大臣が第十九条第 項 (第六十八

> 2 3 略

4

第 項及び前項の規定は、 内閣総理大臣が第十九条第 項 (第六十二

若しくは

内容そ

ただ

第六十五条の五(略)	第七十五条(略)
第六十五条の四(略)	第七十四条(略)
第六十五条の三(略)	第七十三条(略)
いての基準を定めることを求めることができる。	いての基準を定めることを求めることができる。
第六十二条第一項において準用する場合を含む。)に規定する表示につ	第六十八条第一項において準用する場合を含む。)に規定する表示につ
他必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、第十九条第一項(他必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、第十九条第一項(
いて準用する第十三条第一項に規定する基準又は規格を定めたときその	いて準用する第十三条第一項に規定する基準又は規格を定めたときその
いて準用する場合を含む。) 又は第六十二条第一項若しくは第二項にお	いて準用する場合を含む。) 又は第六十八条第一項若しくは第二項にお
③ 厚生労働大臣は、第十八条第一項(第六十二条第一項及び第三項にお	③ 厚生労働大臣は、第十八条第一項(第六十八条第一項及び第三項にお
は、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。	は、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。
る場合を含む。)に規定する表示についての基準を定めようとするとき	る場合を含む。) に規定する表示についての基準を定めようとするとき
② 内閣総理大臣は、第十九条第一項 (第六十二条第一項において準用す	② 内閣総理大臣は、第十九条第一項(第六十八条第一項において準用す
臣は、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。	あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。
第六十五条の二 第六十四条第一項本文に規定する場合には、厚生労働大	第七十二条 第七十条第一項本文に規定する場合には、厚生労働大臣は、
第六十五条(略)	第七十一条(略)
を定め、又は変更しようとするときについて準用する。	を定め、又は変更しようとするときについて準用する。
準を定めようとするとき、並びに厚生労働大臣及び内閣総理大臣が指針	準を定めようとするとき、並びに厚生労働大臣及び内閣総理大臣が指針
条第一項において準用する場合を含む。) に規定する表示についての基	条第一項において準用する場合を含む。)に規定する表示についての基

第七十六条 にあつては、 十九条中「都道府県知事」とあるのは、 七条第二項において読み替えて準用する場合を含む。 項 第五十八条 第四十八条第八項、 「市長」 第五十九条 又は「区長」とする。ただし、 第五十五条、 第六十条第 保健所を設置する市又は特別区 第五十六条第一 項 第六十一条及び第六 政令で定める営業 第五十七条第 項 (第五十

第七十七条 (略)

に関する政令で定める処分については、この限りでない

第七十八条 することができる。 あつては、 第三項において準用する場合を含む。)の規定による処分に係るものに がある者は、 務」という。)に係るものに限る。)についての審査請求の裁決に不服 定する第一号法定受託事務(次項及び次条において「第一号法定受託事 において同じ。 内閣総理大臣。 この法律の規定により地方公共団体 厚生労働大臣(第五十九条第二項)の長が行う処分 次項において同じ。)に対して再審査請求を (地方自治法第二条第九項第一号に規 (第六十八条第一項及び (都道府県を除く。 次項

② (略)

準用する場合を含む。)、第二十八条第一項(第六十八条第一項及び第用する場合を含む。)、第二十六条第一項(第六十八条第一項において第七十九条 第二十五条第一項(第六十八条第一項及び第三項において準

第六十六条 」とあるのは、 四条、 分については、この限りでない。 は 「区長」とする。 第五十五条第一 第四十八条第八項、 保健所を設置する市又は特別区にあつては、 ただし、政令で定める営業に関する政令で定める処 項、 第五十六条及び第六十三条中 第五十二条、 第五十三条第一 「都道府県知事 項 「市長」又 第五十

第六十七条 (略)

第六十八条 がある者は、 することができる。 あつては、 第三項において準用する場合を含む。) の規定による処分に係るものに 務」という。)に係るものに限る。 定する第一号法定受託事務(次項及び次条において「第一号法定受託 において同じ。 この法律の規定により地方公共団体 内閣総理大臣。 厚生労働大臣)の長が行う処分(地方自治法第二条第九項第一号に規 次項において同じ。)に対して再審査請求を (第五十四条第二項)についての審査請求の裁決に不服 (第六十二条第一項及び (都道府県を除く。 次項

② (略)

準用する場合を含む。)、第二十八条第一項(第六十二条第一項及び第一用する場合を含む。)、第二十六条第一項(第六十二条第一項において第六十九条 第二十五条第一項(第六十二条第一項及び第三項において準

事務とする 定により都道府県が処理することとされている事務は、 六十三条 条 六十八条第 のに限る。)の許可に付随する監視指導に係る部分を除くものとし、 規定する営業 三項において準用する場合を含む。)、第三十条第二項 十四条第 (第六十八条第一項及び第三項において準用する場合を含む。 一項 (第六十八条第一項において準用する場合を含む。) 及び第六 項及び第三項において準用する場合を含む。)、第五十九 (食品又は添加物の流通の状況を考慮して政令で定めるも (第六十八条第 一項において準用する場合を含む。)の規 第一号法定受託 (第五十四条に 。)、 第 第

2 条第 務とする び第三項において準用する場合を含む。)、第六十三条 項において準用する場合を含む。)、第五十九条 随する監視指導に係る部分を除くものとし、第六十八条第一項及び第三 添加物の流通の状況を考慮して政令で定めるものに限る。)の許可に付 る市又は特別区が処理することとされている事務は、 合を含む。)、 項において準用する場合を含む。)及び第六十四条第一項 第二十八条第一項 項において準用する場合を含む。) 第三十条第二項 (第六十八条第一項及び第三項において準用する場 (第五十四条に規定する営業 の規定により保健所を設置す (第六十八条第一項 第一号法定受託事 (第六十八条第 (第六十八 (食品又は 反

第八十条 (略)

第十一章 罰則

事務とする。 定により都道府県が処理することとされている事務は、 五十八条 条 六十二条第 のに限る。)の許可に付随する監視指導に係る部分を除くものとし、 規定する営業 三項において準用する場合を含む。)、第三十条第二項 十九条第一項 (第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。 (第六十二条第一項において準用する場合を含む。) 及び第五 一項及び第三項において準用する場合を含む。)、 (飲食店営業その他販売の営業であつて、政令で定めるも (第六十二条第一項において準用する場合を含む。 第一号法定受託 (第五十一条に 第五十四)の規 第 第

2 条第 務とする る市又は特別区が処理することとされている事務は、 び第三項において準用する場合を含む。)、第五十八条 項において準用する場合を含む。)、第五十四条 随する監視指導に係る部分を除くものとし、第六十二条第一項及び第三 業その他販売の営業であつて、政令で定めるものに限る。 合を含む。)、 項において準用する場合を含む。)及び第五十九条第 第二十八条第一項 項において準用する場合を含む。 第三十条第二項 (第六十二条第一項及び第三項において準用する場 (第五十一条に規定する営業 の規定により保健所を設置 (第六十) 第一号法定受託事 項 (第六十二条第)の許可に付 一条第一項 (第六十二 飲食店営

第七十条 (略)

第十一章 罰則

又は三百万円以下の罰金に処する。第八十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、これを三年以下の懲役

る場合を含む。)の規定に違反した者。)、第十条第一項又は第十二条(第六十八条第一項において準用す一 第六条(第六十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む

二 (略)

三 場合を含む。 処分に違反して営業を行つた者 八条第 第三項に規定する食品を供与する者を含む。 総理大臣若しくは都道府県知事の命令に従わない営業者(第六十八条 の号において同じ。)の命令若しくは第五十九条第二 七十六条の規定により読み替えられる場合は、 第五十九条第 一項及び第三項において準用する場合を含む。 一項及び第三項において準用する場合を含む。)の規定による)の規定による厚生労働大臣若しくは都道府県知事 項 (第六十八条第 項及び第三項において準用する)又は第六十条 市長又は区長。)の規定による内閣 項 (第六十八条 (第六十 以下こ (第

② (略

第八十二条 において準用する場合を含む。)又は第五十五条第 第三項において準用する場合を含む。 する場合を含む。)若しくは第三項、 項において準用する場合を含む。 第十三条第二項 (第六十八条第一項及び第二項において準用)、第十九条第二項 第十六条 第二十条 (第六十八条第一 一項 (第六十八条第一項 (第六十八条第 (第六十八条 項及び

又は三百万円以下の罰金に処する。第七十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、これを三年以下の懲役

る場合を含む。)の規定に違反した者。)、第十条第一項又は第十二条(第六十二条第一項において準用す第六条(第六十二条第一項及び第二項において準用する場合を含む

二 (略)

 \equiv 場合を含む。 第三項に規定する食品を供与する者を含む。 総理大臣若しくは都道府県知事の命令に従わない営業者 第 る処分に違反して営業を行つた者 十二条第一 の号において同じ。)の命令若しくは第五十四条第一 六十六条の規定により読み替えられる場合は、 第五十四条第 一項及び第三項において準用する場合を含む。 項及び第三項において準用する場合を含む。)の規定による厚生労働大臣若しくは都道府県知事 項 (第六十二条第 項及び第三項において準用する 市長又は区長。 又は第五十五条)の規定による内閣 項 (第六十二条 の規定によ (第六十二条 以下こ 第六 (第

② (略)

第七十二条 において準用する場合を含む。)又は第五十二条第 第 第三項において準用する場合を含む。 する場合を含む。)若しくは第三項、 項において準用する場合を含む。 第十三条第二項 (第六十二条第一項及び第二項におい)、第十九条第二項 第十六条 第二十条 (第六十二 一項 (第六十二条第一項 (第六十二条第 一条第 (第六十二条 · て準 項 及び

の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。一項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者は、二年以下

② (略)

又は百万円以下の罰金に処する。第八十三条次の各号のいずれかに該当する者は、これを一年以下の懲役

- 一 第十条第二項、第十一条、第十八条第一項において準用する場が。)又は第六十八条第一項及び第三項において準用する場合を含む。)、第二十六条第四項(第六十八条第一項とおいて準用する場合を含む。)若しくは第三項、第二十五条が一 第十条第二項、第十一条、第十八条第二項(第六十八条第一項及び
- 場合を含む。)の規定による禁止に違反した者又は第十七条第一項(第六十八条第一項及び第三項において準用する二 第九条第一項(第六十八条第一項において準用する場合を含む。)

三 (略)

五. 兀 えられる場合は、 含む。)の規定による都道府県知事 において準用する場合を含む。 第六十 第五十四条)の規定による基準又は第五十五条第三項 一条 (第六十八条第一項及び第三項において準用する場合を (第六十八条第 市長又は区長) 一項及び第三項において準用する場合を)の規定による条件に違反した者 の命令に従わない営業者 (第七十六条の規定により読み替 (第六十八条第 (同項に規 一項

定する食品を供与する者を含む。)又は第六十一条

(第六十八条第一

の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。一項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者は、二年以下

② (略)

又は百万円以下の罰金に処する。第七十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、これを一年以下の懲役

む。 第 合を含む。 第三項において準用する場合を含む。)若しくは第三項、 第十条第二項、 一項 第二十六条第四項)又は第五十八条第一項 (第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む))の規定に違反した者 第十一条、第十八条第二項 (第六十二条第一項において準用する場合を含 (第六十二条第一項において準用する場 (第六十二条第 第二十五 項 及び

場合を含む。)の規定による禁止に違反した者又は第十七条第一項(第六十二条第一項及び第三項において準用する第九条第一項(第六十二条第一項において準用する場合を含む。)

三 (略)

兀 五. 定する食品を供与する者を含む。)又は第五十六条 えられる場合は、 含む。) において準用する場合を含む。 含む。)の規定による基準又は第五十二条第三項 第五十六条 第五十一条 の規定による都道府県知事 (第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を (第六十二条第 市長又は区長) 一項及び第三項において準用する場合を)の規定による条件に違反した者 の命令に従わない営業者 (第六十六条の規定により読み替 (第六十二条第一項 (第六十二条第一 (同項に規

| 反して営業を行つた者 | 「項及び第三項において準用する場合を含む。)の規定による処分に違 |

第八十四条 (略)

げ、又は忌避した者場合を含む。)の規定による当該職員の臨検検査又は収去を拒み、妨害二十八条第一項(第六十八条第一項及び第三項において準用する

場合を含む。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者二 第二十八条第一項(第六十八条第一項及び第三項において準用する

の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者て準用する場合を含む。)、第五十七条第一項又は第五十八条第一項三 第二十七条、第四十八条第八項(それぞれ第六十八条第一項におい

四 (略)

第八十六条 (略)

その行為の態様に応じ各本条の罰金刑を科する。ただし、その食品衛生一条から第八十三条までの違反に該当する行為があつた場合において、ときは、当該施設においてその管理に係る食品又は添加物に関し第八十第八十七条 食品衛生管理者が第四十八条第三項に規定する職務を怠つた

反して営業を行つた者 項及び第三項において準用する場合を含む。) の規定による処分に違

第七十四条 (略)

罰金に処する。
第七十五条
次の各号のいずれかに該当する者は、これを五十万円以下の

一 第二十八条第一項(第六十二条第一項及び第三項において準用する

場合を含む。)の規定による当該職員の臨検検査又は収去を拒み、

妨

げ、又は忌避した者

二 第二十八条第一項(第六十二条第一項及び第三項において準用する

三 第二十七条又は第四十八条第八項(それぞれ第六十二条第一項にお場合を含む。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

いて準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届一一第二十七条又に第四十八条第八項(それそれ第六十二条第一項によ

四 (略)

出をした者

第七十六条 (略)

- その行為の態様に応じ各本条の罰金刑を科する。ただし、その食品衛生 - ときは、当該施設においてその管理に係る食品又は添加物に関し第七十ときは、当該施設においてその管理に係る食品又は添加物に関し第七十

管理者がその行為を行つた者であるときは、この限りでない。

の人が食品衛生管理者として、前条の規定により罰金刑を科せられるべた業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反第八十八条法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の気

分に限る。) 一億円以下の罰金刑 (第六十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定に係る部項 (第六十八条第一項において準用する場合を含む。)及び第二十条 で第二項において準用する場合を含む。)又は第三項、第十九条第二項 第八十一条又は第八十二条 (第十三条第二項 (第六十八条第一項及

きときは、その人については、この限りでない。

第八十三条又は第八十五条 各本条の罰金刑 第八十三条又は第八十五条 各本条の罰金刑 京川町において準用する場合を含む。)の規定に係る部分を除く。)、 「項において準用する場合を含む。)及び第二十条 第六十八条第一項及び第二項におい 第八十二条 第十三条第二項 第六十八条第一項及び第二項におい

第八十九条 (略)

管理者がその行為を行つた者であるときは、この限りでない。

第七十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の第七十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の第七十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の第七十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の

分に限る。) 一億円以下の罰金刑 (第六十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定に係る部項 (第六十二条第一項において準用する場合を含む。)及び第二十条び第二項において準用する場合を含む。)又は第三項、第十九条第二項及

第七十三条又は第七十五条 各本条の罰金刑 で準用する場合を含む。)の規定に係る部分を除く。)、 「項において準用する場合を含む。)及び第二十条 (第六十二条第一項において準用する場合を含む。)及び第二十条 (第六十二条第二項においる) 「第七十二条 (第十三条第二項(第六十二条第一項及び第二項におい

第七十九条 (略)

- 39 -

○ と畜場法(昭和二十八年法律第百十四号)(抄)(第三条関係)

【公布日から二年以内に政令で定める日施行又は公布日から三年以内に政令で定める日施行】

(傍線部分は改正部分)

のとする。

般的な衛生管理に関すること。
「と畜場内の清潔保持、汚物の処理、ねずみ及び昆虫の駆除その他」

| 食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理す

るための取組に関すること。

2 と畜業者その他獣畜のとさつ又は解体を行う者(以下「と畜業者等」

ころにより公衆衛生上必要な措置を定め、これを遵守しなければならなという。)は、前項の規定による基準に従い、厚生労働省令で定めると

١ ٥

(と畜場の設置の許可の取消し等)

を定めて、当該と畜場の施設の使用の制限若しくは停止を命ずることがよる許可を取り消し、又はと畜場の設置者若しくは管理者に対し、期間第十八条(都道府県知事は、次に掲げる場合には、第四条第一項の規定に)は

一~三 (略)

できる。

四 当該と畜場の設置者又は管理者が、第六条第二項又は第七条第一項

若しくは第六項の規定に違反したとき。

五 (略)

めて、とさつ若しくは解体の業務の停止を命じ、又はとさつ若しくは解2 都道府県知事は、次に掲げる場合には、と畜業者等に対し、期間を定 a

一 当該と畜業者等が、第九条第二項又は第十条第一項若しくは第二項

体を行うことを禁止することができる。

(と畜場の設置の許可の取消し等)

を定めて、当該と畜場の施設の使用の制限若しくは停止を命ずることがよる許可を取り消し、又はと畜場の設置者若しくは管理者に対し、期間第十八条(都道府県知事は、次に掲げる場合には、第四条第一項の規定に

一~三 (略)

できる。

は第六項の規定に違反したとき。 四 当該と畜場の設置者又は管理者が、第六条又は第七条第一項若しく

五 (略)

体を行うことを禁止することができる。 めて、とさつ若しくは解体の業務の停止を命じ、又はとさつ若しくは解 2 都道府県知事は、次に掲げる場合には、と畜業者等に対し、期間を定

当該と畜業者等が、第九条又は第十条第一項若しくは第二項におい

的に管理し、その他公衆衛生上必要な措置を講じなければならない。

において準用する第七条第六項の規定に違反したとき。

二(略

(厚生労働大臣の調査の要請等)

第二十条 厚生労働大臣は、食品衛生法第六十五条の規定に基づき報告を第二十条 厚生労働大臣は、食品衛生法の危害の発生の防止のため特に必要があるめることができる。

(国民の意見の聴取)

第二十一条 厚生労働大臣は、第六条第一項、第九条第一項、第十三条第 第二十一条 厚生労働大臣は、第六条第一項、第九条第一項、第十三条第 原生労働大臣は、第二十一条 厚生労働大臣は、第六条第一項、第九条第一項、第十三条第 際二十一条 厚生労働大臣は、第六条第一項、第九条第一項、第十三条第 次 の の い 要な 事項を 公表 し、広く国民の 意見を 求める ものとする。 ただし、 の 必要な 事項を 公表 し、広く国民の 意見を 求める ものとする。 ただし、 の 必要な 事項を 公表 し、 広く国民の 意見を 求める ものとする。 ただし、 の 必要な 事項を 公表 し、 広く国民の 意見を 求めるいとまがないときは、 この限りでない。

2

略

2

(略)

て準用する第七条第六項の規定に違反したとき

二 (略)

(厚生労働大臣の調査の要請等)

第二十条 厚生労働大臣は、食品衛生法第六十条の規定に基づき報告を求第二十条 厚生労働大臣は、食品衛生法第六十条の規定に基づき報告を求

(国民の意見の聴取)

第二十一条 厚生労働大臣は、第六条、第九条、第十三条第一項第三号若
しくは第十四条第六項第二号若しくは第三号の厚生労働省令を制定し、
を公表し、広く国民の意見を求めるものとする。ただし、食品衛生上の
を公表し、広く国民の意見を求めるものとする。ただし、食品衛生上の
を公表し、広く国民の意見を求めるものとする。ただし、食品衛生上の
意見を求めるいとまがないときは、第九条、第十三条第一項第三号若

 \bigcirc 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成二年法律第七十号)(抄)(第四条関係)

【公布日から二年以内に政令で定める日施行又は公布日から三年以内に政令で定める日施行】

(傍線部分は改正部分)

で定める基準に適合する旨の同項の確認がされた後でなければ、食鳥と第十七条 何人も、食鳥検査に合格した後又は前条第五項の厚生労働省令(持出し等の禁止)	(衛生管理等の基準) (衛生管理等の基準を定めるものとする。 (衛生管理等の基準と応じた取組) (関すること。	改正案
で定める基準に適合する旨の同項の確認がされた後でなければ、食鳥と第十七条 何人も、食鳥検査に合格した後又は前条第五項の厚生労働省令(持出し等の禁止)	(衛生管理等の基準)	現行

らない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでなたい、食鳥中抜とたい又は食鳥肉等を食鳥処理場の外に持ち出してはな

V

一〜三 (略)

後検査に合格した食鳥とたいを譲り渡すとき。県知事に届け出たもの(以下「届出食肉販売業者」という。)に脱羽県知事に届け出たもの(以下「届出食肉販売業者」という。)に脱羽四、食鳥処理業者が、食肉の販売の事業を営む者であって、あらかじめ

五~七 (略)

2 (略)

(食鳥検査等を実施する職員)

第三十九条 (略)

2

は職務を行わせなければならない。
ころにより、前項の都道府県知事が指定する者に同項に規定する事務又二十四条第一項に規定する都道府県等食品衛生監視指導計画の定めると二十四条第一項に規定する都道府県等食品衛生監視指導計画の定めると2 都道府県知事は、食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第

(厚生労働大臣の調査の要請等)

求めた場合その他食鳥肉等に起因する衛生上の危害の発生の防止のため第四十条。厚生労働大臣は、食品衛生法第六十五条の規定に基づき報告を

らない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでなたい、食鳥中抜とたい又は食鳥肉等を食鳥処理場の外に持ち出してはな

\ <u>`</u>

一~三 (略)

四 食鳥処理業者が、食肉の販売の事業を営む者 (食品衛生法 (昭和二

き。

五~七 (略)

2 (略)

(食鳥検査等を実施する職員)

第三十九条 (略)

定する者に同項に規定する事務又は職務を行わせなければならない。食品衛生監視指導計画の定めるところにより、前項の都道府県知事が指2 都道府県知事は、食品衛生法第二十四条第一項に規定する都道府県等

(厚生労働大臣の調査の要請等)

めた場合その他食鳥肉等に起因する衛生上の危害の発生の防止のため特第四十条 厚生労働大臣は、食品衛生法第六十条の規定に基づき報告を求

第一 を調査し、 第十五条第一項から第三項までの規定により行う検査並びに第三十七条 特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、 項及び第三十八条第一項の規定による措置を実施し、 調査の結果を報告するように求めることができる。 期限を定めて、 食中毒の原因

(国民の意見の聴取

第四十条の二 衛生上の危害の発生を防止するため緊急を要する場合で、あらかじめ広 は改廃しようとするときは、その趣旨、内容その他の必要な事項を公表 若しくは第三号、 し、広く国民の意見を求めるものとする。ただし、食鳥肉等に起因する く国民の意見を求めるいとまがないときは、この限りでない。 厚生労働大臣は、 同条第六項又は第十九条の厚生労働省令を制定し、 第十一条第一項、 第十五条第四項第二号 又

> に必要があると認めるときは、 十五条第一項から第三項までの規定により行う検査並びに第三十七条第 項及び第三十八条第一項の規定による措置を実施し、 都道府県知事に対し、 期限を定めて、 食中毒の原因を

第

(国民の意見の聴取)

調査し、

調査の結果を報告するように求めることができる。

第四十条の二 の危害の発生を防止するため緊急を要する場合で、あらかじめ広く国民 は第三号、 の意見を求めるいとまがないときは、この限りでない。 く国民の意見を求めるものとする。ただし、食鳥肉等に起因する衛生上 しようとするときは、 同条第六項又は第十九条の厚生労働省令を制定し、 厚生労働大臣は、 その趣旨、内容その他の必要な事項を公表し、広 第十一条、第十五条第四項第二号若しく 又は改廃

2 (略

2

略

○ 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)(抄)(附則第十五条関係)

【公布日から三年以内に政令で定める日施行】

備考 別表第一 年法律第二百三十三号) 法律 食品衛生法 (略) おける用語の意義及び字句の意味によるものとする。 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、 第 一号法定受託事務 (昭和二十二 改 事務 含む。 略 (第二条関係 る営業 条第 第三十条第二項 場合を含む。 む。 項及び第三項において準用する場合を 八条第一項において準用する場合を含 第二十五条第一項 正 一項及び第三項において準用する)、第二十六条第一項 (食品又は添加物の流通の状況 第二十八条第一項 案 次号において同じ。 (第五十四条に規定す 上欄に掲げる法律に (第六十八条第 (第六十八 (第六十 備考 別表第一 年法律第二百三十三号) 法律 食品衛生法 (略) おける用語の意義及び字句の意味によるものとする。 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、 第一号法定受託事務 (昭和二十二 現 事務 (略 (第二条関係) な。 飲食店営業その他販売の営業であつて 場合を含む。 条第一項及び第三項において準用する 二条第一項において準用する場合を含 含む。)、第二十六条第一項 項及び第三項において準用する場合を 第二十五条第一項)、第二十八条第一項 項 (第五十一条に規定する営業 行 以下同じ。 (第六十二条第 上欄に掲げる法律に (第六十二 第三十条 (第六十

(傍線部分は改正部分)

(略)																			
(略)	れている事務	する市又は特別区が処理することとさ	四条第一項の規定により保健所を設置	、第五十九条、第六十三条及び第六十	二 第二十八条第一項、第三十条第二項	こととされている事務	。)の規定により都道府県が処理する	用する場合を含む。同号において同じ	第一項(第六十八条第一項において準	同号において同じ。)及び第六十四条	第一項において準用する場合を含む。	て同じ。)、第六十三条(第六十八条	いて準用する場合を含む。同号におい	条(第六十八条第一項及び第三項にお	む。同号において同じ。)、第五十九	及び第三項において準用する場合を含	分を除くものとし、第六十八条第一項)の許可に付随する監視指導に係る部	を考慮して政令で定めるものに限る。
(略)																			
(略)	れている事務	する市又は特別区が処理することとさ	九条第一項の規定により保健所を設置	、第五十四条、第五十八条及び第五十	二 第二十八条第一項、第三十条第二項		されている事務	規定により都道府県が処理することと	準用する場合を含む。以下同じ。)の	条第一項(第六十二条第一項において	合を含む。以下同じ。)及び第五十九	第六十二条第一項において準用する場	を含む。以下同じ。)、第五十八条(一項及び第三項において準用する場合	同じ。)、第五十四条(第六十二条第	項において準用する場合を含む。以下	ものとし、第六十二条第一項及び第三	に付随する監視指導に係る部分を除く	、政令で定めるものに限る。)の許可

 \bigcirc 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)(抄) (附則第十六条関係)

(傍線部分は改正部分)

での時間においてのみ営むもの以外のもの	以下「酒類提供飲食店営業」という。)で、午前六時から午後十時ま	常態として、通常主食と認められる食事を提供して営むものを除く。	。)のうち、バー、酒場その他客に酒類を提供して営む営業(営業の	むものをいい、前三号に掲げる営業に該当するものを除く。以下同じ	和二十二年法律第二百三十三号)第五十五条第一項の許可を受けて営	四 飲食店営業(設備を設けて客に飲食をさせる営業で食品衛生法(昭	一~三 (略)	いう。 	該営業を営む者の指揮命令を受ける場合を含む。)を内容とする営業を	部を行うこと(当該業務の一部に従事する者が委託を受けた者及び当	を営む者から委託を受けて当該営業の営業所において客に接する業務の	この法律において「接客業務受託営業」とは、専ら、次に掲げる営業 13	2~12 (略)	第二条 (略) 第二条	(用語の意義)	改正案
での時間においてのみ営むもの以外のもの	以下「酒類提供飲食店営業」という。)で、午前六時から午後十時ま	常態として、通常主食と認められる食事を提供して営むものを除く。	。)のうち、バー、酒場その他客に酒類を提供して営む営業(営業の	むものをいい、前三号に掲げる営業に該当するものを除く。以下同じ	和二十二年法律第二百三十三号)第五十二条第一項の許可を受けて営	四 飲食店営業(設備を設けて客に飲食をさせる営業で食品衛生法(昭	一~三 (略)	いう。	該営業を営む者の指揮命令を受ける場合を含む。)を内容とする営業を	一部を行うこと(当該業務の一部に従事する者が委託を受けた者及び当	を営む者から委託を受けて当該営業の営業所において客に接する業務の	2 この法律において「接客業務受託営業」とは、専ら、次に掲げる営業	2~12 (略)	第二条 (略)	(用語の意義)	現行

○ 死体解剖保存法(昭和二十四年法律第二百四号)(抄)(附則第十七条関係)

【公布日から三年以内に政令で定める日施行】

(傍線部分は改正部分)

五 (略) 四 食品衛生法第六十四条第二項の規定により解剖する場合 一〜三 (略)	の限りでない。 ならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、こ第七条 死体の解剖をしようとする者は、その遺族の承諾を受けなければ2・3 (略)	六・七 (略) ている (略) スは第二項の規定により解剖する場合 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第六十四条第一項 (略)	に保死	改正案
五 (略) 四 食品衛生法第五十九条第二項の規定により解剖する場合 一〜三 (略)	の限りでない。ならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、こ第七条 死体の解剖をしようとする者は、その遺族の承諾を受けなければ2・3(略)	六・七 (略) スは第二項の規定により解剖する場合 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第五十九条第一項 一〜四 (略)	に保死し	現

 \bigcirc 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律 (昭和三十二年法律第百六十四号) 抄) (附則第十八条関係)

(傍線部分は改正部分)

2 (略) 二~七 (略)	も <i>の</i>	けて営むもの又は同法第五十七条第一項の規定による届出をして営む	法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第五十五条第一項の許可を受	一 飲食店、喫茶店、食肉の販売又は氷雪の販売に係る営業で食品衛生	第二条 この法律は、次に掲げる営業につき適用する。	(適用営業及び営業者の定義)	改正案
2 (略)	二~七 (略)	茶店営業、食肉販売業及び氷雪販売業	を受けて営む同法第五十一条に規定する営業のうち、飲食店営業、喫	一 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)の規定により許可	第二条 この法律は、次に掲げる営業につき適用する。	(適用営業及び営業者の定義)	現行

○ 製菓衛生師法(昭和四十一年法律第百十五号)(抄)(附則第十九条関係)

受けて営むものをいう。以下同じ。)に従事する者をいう。	衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第五十五条第一項の許可を	け、製菓衛生師の名称を用いて菓子製造業(菓子を製造する営業で食品	第二条 この法律において「製菓衛生師」とは、都道府県知事の免許を受	(定義)	改正案
う。以下同じ。)に従事する者をいう。	法律第二百三十三号)第五十一条に規定する営業のうち菓子製造業をい	け、製菓衛生師の名称を用いて菓子製造業 (食品衛生法 (昭和二十二年	第二条 この法律において「製菓衛生師」とは、都道府県知事の免許を受	(定義)	現

(傍線部分は改正部分)

 \bigcirc 消費生活用製品安全法(昭和四十八年法律第三十一号) (抄) (附則第二十条関係)

三〜九(略)	三〜九(略)
二項に規定する洗浄剤	二項に規定する洗浄剤
定する食品及び同条第二項に規定する添加物並びに同法第六十二条第一	定する食品及び同条第二項に規定する添加物並びに同法第六十八条第
二(食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第四条第一項に規	二 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第四条第一項に規
一(略)	一 (略)
別表(第二条関係)	別表(第二条関係)
現	改正案

(傍線部分は改正部分)

 \bigcirc 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律 (昭和四十八年法律第百十二号) (抄) (附則第二十一条関係)

(傍線部分は改正部分)

二•三 (略)	規定するおもちや及び同条第二項に規定する洗浄剤	具及び同条第五項に規定する容器包装並びに同法第六十八条第一項に	定する食品、同条第二項に規定する添加物、同条第四項に規定する器	一(食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第四条第一項に規	別表	改正案
(略)	規定するおもちや及び同条第二項に規定する洗浄剤	具及び同条第五項に規定する容器包装並びに同法第六十二条第一項に	定する食品、同条第二項に規定する添加物、同条第四項に規定する器	一(食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第四条第一項に規	別表	現行

 \bigcirc 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 (昭和四十八年法律第百十七号) (抄) (附則第二十一条関係)

(傍線部分は改正部分)

第五十五条 次の各号に掲げる物である化学物質については第三条、第七三条第一項、第八条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)条第一項、第二十九条第一項、第二十五条、第二十八条第一項、第二十九条第一項、第二十九条第一項、第二十九条第一項、第二十五条、第二十八条第一項、第三十十二条第一項、第二十五条、第二十八条第一項、第三十十二条第一項、第三十十二条第一項、第三十五条第一項、第三十九条第一項、第三十九条第一項、第三十九条第一項、第三十九条第一項、第三十九条第一項、第三十九条第一項、第三十九条第一項、第三十九条第一項、第三十九条第一項、第三十九条第一項、第三十九条第一項、第三十十八条第二項、第三十九条第一項及び第三十五条第一項、第三十十八条第二項、第二十九条第一項及び第三十五条第一項、第三十十八条第二項、第二十九条第一項及び第三十五条第一項、第三十九条第一項、第三十十八条第二項、第三十十五条、第十二条、第十十二条、第十十二条、第十十六条、第二十五条、第二十六条第一項、第二十八条第二項、第二十九条第一項、第二十八条第二項、第二十九条第一項、第二十九条第一項、第二十九条第一項、第二十八条第一項、第二十九条第一項、第二十八条第一項、第二十八条第一項、第二十八条第一項、第二十八条第一項、第二十六条第一項、第二十八条第一項、第二十八条第一項、第二十八条第一項、第二十六条第一項、第二十二条の規定を、次の各号に掲げる物のの目が表別では第二条、第二十二条の目が表別では、第二十二条の目が表別では、第二十二条第一項、第二十二条第一項、第二十二条第一項、第二十二条第一項、第二十二条第一項、第二十二条第一項、第二十二条第一項、第二十二条第一項、第二十二条第一項、第二十二条第一項、第二十二条第一項、第二十二条第一項、第二十二条第一項、第二十二条第一項、第二十二条第二項、第二十二条第一項、第二十二条第二項、第二十二条第二項、第二十二条第一項、第二十二条第二項、第二十二条第一項、第二十二条第一項、第二十二条第一項、第二十二十二条第一項、第二十二条第一項、第二十二条第一項、第二十二条第一項、第二十二条第一項、第二十二条第一項、第二十二条第一項、第二十二条第一項、第二十二条第二項、第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	(他の法令との関係)	改正案
第五十五条 次の各号に掲げる物である化学物質については第三条、第七条第一項、第八条第一項、第八条第一項、第十四条第一項、第十六条第一項、第十十二条第一項、第十四条第一項、第十六条、第十十二条第一項、第十四条第一項、第二十九条第一項、第二十九条第一項、第三十十八条第一項、第三十九条第一項、第三十十八条第一項、第二十八条第二項、第二十八条第二項、第二十二条第一項、第二十二条第一項、第二十二条第一項、第二十二条第二十二条第二十二条第二十二条第二十二条第二十二条第二十二条第二十二	(他の法令との関係)	現

せず、当該各号に掲げる法律の定めるところによる。 せず、当三十七条第一項、第三十八条、第三十九条及び第四十二条の規定を適用 三十七条

規定する洗浄剤器包装、同法第六十八条第一項に規定するおもちや及び同条第二項に器包装、同法第六十八条第一項に規定する添加物、同条第五項に規定する容定する食品、同条第二項に規定する添加物、同条第五項に規定する容

せず、当該各号に掲げる法律の定めるところによる。三十七条第一項、第三十八条、第三十九条及び第四十二条の規定を適用

器包装、同法第六十二条第一項に規定するおもちや及び同条第二項に定する食品、同条第二項に規定する添加物、同条第五項に規定する容一 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第四条第一項に規

規定する洗浄剤

二~五 (略)

<u>一</u> 気 五

(略)

○ 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)(抄)(附則第二十一条関係)

【公布日から三年以内に政令で定める日施行】

(傍線部分は改正部分)

改正案	現
(所掌事務)	(所掌事務)
第四条 厚生労働省は、前条第一項及び第二項の任務を達成するため、次	第四条 厚生労働省は、前条第一項及び第二項の任務を達成するため、次
に掲げる事務をつかさどる。	に掲げる事務をつかさどる。
一~三十八 (略)	一~三十八 (略)
三十九 販売の用に供する食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三	三十九 販売の用に供する食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三
号)第四条第一項、第二項、第四項若しくは第五項に規定する食品、	号)第四条第一項、第二項、第四項若しくは第五項に規定する食品、
添加物、器具若しくは容器包装又は同法第六十八条第一項に規定する	添加物、器具若しくは容器包装又は同法第六十二条第一項に規定する
おもちゃ(第十六条第二項において「食品等」という。)の取締りに	おもちゃ(第十六条第二項において「食品等」という。)の取締りに
関すること(内閣府の所掌に属するものを除く。)。	関すること(内閣府の所掌に属するものを除く。)。
四十~百十一 (略)	四十~百十一 (略)
2 · 3 (略)	2・3 (略)

 \bigcirc 消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)(抄) (附則第二十一条関係)

(傍線部分は改正部分)

 \bigcirc 食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律(平成七年法律第百一号) 沙) (附則第二十二条関係)

(傍線部分は改正部分)

ひ食品については、食品衛生法第十二条の規定は、適用しない。	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	附則	改正案
び食品については、新食品衛生法第十条の規定は、適用しない。	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	附則	現

○ 食品安全基本法(平成十五年法律第四十八号)(抄)(附則第二十三条関係

【公布日から二年以内に政令で定める日施行】

(傍線部分は改正部分)

よる販売の禁止をしようとし、若しくは同条第四項の規定による禁止	よる販売の禁止をしようとし、若しくは同条第四項の規定による禁止
合を定めようとするとき、同法第七条第一項から第三項までの規定に	合を定めようとするとき、同法第七条第一項から第三項までの規定に
準用する場合を含む。)に規定する人の健康を損なうおそれがない場	準用する場合を含む。)に規定する人の健康を損なうおそれがない場
食品衛生法第六条第二号ただし書(同法第六十二条第二項において	食品衛生法第六条第二号ただし書(同法第六十二条第二項において
の限りでない。	の限りでない。
認める場合又は関係各大臣が同項第三号に該当すると認める場合は、こ	認める場合又は関係各大臣が同項第三号に該当すると認める場合は、こ
ければならない。ただし、委員会が第十一条第一項第一号に該当すると	ければならない。ただし、委員会が第十一条第一項第一号に該当すると
第二十四条 関係各大臣は、次に掲げる場合には、委員会の意見を聴かな	第二十四条 関係各大臣は、次に掲げる場合には、委員会の意見を聴かな
(委員会の意見の聴取)	(委員会の意見の聴取)
現行	改正案

れのないことが明らかである物質若しくは人の健康を損なうおそれの

とするとき、

同法第十八条第一項

(同法第六十二条第三項において準

らかである物質若しくは人の健康を損なうおそれのない量を定めよう

法第十一条第三項に規定する人の健康を損なうおそれのないことが明

を含む。)の規定により基準若しくは規格を定めようとするとき、同

同法第十一条第一項(同法第六十二条第二項において準用する場合

いて準用する場合を含む。)の規定により基準若しくは規格を定めよ

同法第十三条第三項に規定する人の健康を損なうおそ

同法第十二条に規定する人の健康を損なうおそれのない場合を定

一項の厚生労働省令を制定し、若しくは改廃しようとすると

めようとするとき、

同法第十三条第一項

(同法第六十二条第二項にお

うとするとき、

規定により同項に規定する指定成分等を指定しようとするとき、

第十条第

の全部若しくは一部の解除をしようとするとき、

同法第八条第一項の

同法

厚生労働省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、

に規定する人の健康を損なうおそれのない場合を定めようとするとき

の全部若しくは一部の解除をしようとするとき、

同法第九条第一項

同法第十条

格を定めようとするとき、 第一項の規定により基準を定めようとするとき、又は同法第五十条の の健康を損なうおそれのない量を定めようとするとき、 第三項において準用する場合を含む。)の規定により基準若しくは規 ない量を定めようとするとき、同法第十八条第一項 同法第十八条第三項ただし書に規定する人 (同法第六十二条 同法第五十条

とき。

るとき、

用する場合を含む。)の規定により基準若しくは規格を定めようとす

又は同法第五十条第一項の規定により基準を定めようとする

くは改廃しようとするとき

一第

項若しくは第五十条の三第一項の厚生労働省令を制定し

<u>二</u> 5 五 (略

は同条第七項の政令の制定若しくは改廃の立案をしようとするとき。 第三号の厚生労働省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、又 と畜場法 項、第十三条第一項第三号若しくは第十四条第六項第二号若しくは (昭和二十八年法律第百十四号) 第六条第 項、 第九条第

七~九 (略)

+ るとき。 条第六項又は第十九条の厚生労働省令を制定し、又は改廃しようとす 七十号)第十一条第一項、 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律 第十五条第四項第二号若しくは第三号、 (平成二年法律第 同

十一~十四 (略)

2 •

略

二 5 五 (略)

六 労働省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、 条第一項第三号若しくは第十四条第六項第二号若しくは第三号の厚生 と畜場法 (昭和二十八年法律第百十四号) 第六条、 又は同法第十四 第九条、 第十三

条第七項の政令の制定若しくは改廃の立案をしようとするとき

七~九 (略)

+ 項又は第十九条の厚生労働省令を制定し、又は改廃しようとするとき 七十号)第十一条、 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律 第十五条第四項第二号若しくは第三号、 (平成二年法律第 同条第六

2 •

十一~十四

(略)

略

 \bigcirc 食品安全基本法 (平成十五年法律第四十八号) 抄) (附則第二十四条関係

【公布日から三年以内に政令で定める日施行】

(委員会の意見の聴取) 改 正 案 現 行

の限りでない。 認める場合又は関係各大臣が同項第三号に該当すると認める場合は、 ければならない。 関係各大臣は、 ただし、 委員会が第十一条第 次に掲げる場合には、 一項第一号に該当すると 委員会の意見を聴かな

規定により同項に規定する指定成分等を指定しようとするとき、 れのないことが明らかである物質若しくは人の健康を損なうおそれの うとするとき、 いて準用する場合を含む。)の規定により基準若しくは規格を定めよ めようとするとき、 第十条第一項の厚生労働省令を制定し、若しくは改廃しようとすると の全部若しくは一部の解除をしようとするとき、 よる販売の禁止をしようとし、若しくは同条第四項の規定による禁止 合を定めようとするとき、 準用する場合を含む。)に規定する人の健康を損なうおそれがない場 食品衛生法第六条第二号ただし書 同法第十二条に規定する人の健康を損なうおそれのない場合を定 同法第十三条第三項に規定する人の健康を損なうおそ 同法第十三条第一項 同法第七条第一項から第三項までの規定に (同法第六十八条第二項において (同法第六十八条第) 同法第八条第一項の 一項にお 同法

(委員会の意見の聴取

第二十四条 の限りでない。 認める場合又は関係各大臣が同項第三号に該当すると認める場合は、こ ければならない。 関係各大臣は、 ただし、 委員会が第十一条第 次に掲げる場合には、 一項第 委員会の意見を聴か 一号に該当すると な

れのないことが明らかである物質若しくは人の健康を損なうおそれ うとするとき、 めようとするとき、 き 第十条第一項の厚生労働省令を制定し、若しくは改廃しようとすると 規定により同項に規定する指定成分等を指定しようとするとき、 準用する場合を含む。)に規定する人の健康を損なうおそれがない場 いて準用する場合を含む。)の規定により基準若しくは規格を定めよ の全部若しくは一部の解除をしようとするとき、 よる販売の禁止をしようとし、若しくは同条第四項の規定による禁止 合を定めようとするとき、 食品衛生法第六条第二号ただし書 同法第十二条に規定する人の健康を損なうおそれのない場合を定 同法第十三条第三項に規定する人の健康を損なうおそ 同法第十三条第一項 同法第七条第一項から第三項までの (同法第六十二条第) (同法第六十二 同法第八条第一項 一条第一 一項において 一項にお 規定に 同法

(傍線部分は改正 部分

第一項若しくは第五十二条第一項の厚生労働省令を制定し、若しくは第三項において準用する場合を含む。)の規定により基準若しくは規格を定めようとするとき、同法第十八条第三項ただし書に規定する人格を定めようとするとき、同法第十八条第三項ただし書に規定する人の規定により基準若しくは規定するとのようとするとするとき、同法第五十条

二~十四 (略)

くは改廃しようとするとき

2·3 (略)

2 •

(略)

二 ~ 十 四

(略)

改廃しようとするとき。

- 62 -